

令和8年第2回長与町議会定例会会議録（第3号）

招集年月日 令和8年 6月 2日

本日の会議 令和8年 6月 4日

招集場所 長与町議会議場

出席議員

1番 下町純子議員	2番 堀真議員	4番 岡田義晴議員
5番 八木亮三議員	6番 松林敏議員	7番 西田健議員
8番 浦川圭一議員	10番 安部都議員	11番 金子恵議員
12番 山口憲一郎議員	13番 堤理志議員	14番 竹中悟議員
15番 西岡克之議員	16番 安藤克彦議員	

欠席議員

なし

職務のため出席した者

議会事務局長	荒木秀一君	議事課長	山口聡一郎君
議事係長	早稲田由香君	主査	村田潤哉君

説明のため出席した者

町長	吉田慎一君	副町長	荒木重臣君
教育長	金崎良一君	総務部長	青田浩二君
企画財政部長	村田ゆかり君	建設産業部長	山崎禎三君
住民福祉部長	宮司裕子君	健康保険部長	細田愛二君
水道局長	渡部守史君	会計管理者	永野英明君
教育次長	荒木隆君	企画財政部理事	中村元則君
住民福祉部理事	川内佳代子君	総務課長	大山康彦君
契約管財課長	山口亮君	政策企画課長	石川俊介君
財政課長	北野靖之君	土木管理課長	藤崎隆行君
産業振興課長	永石大祐君	住民環境課長	山本公司君
健康保険課長	森本陽子君	教育総務課長	久原和彦君
生涯学習課長	峰修子君		

本日の会議に付した案件・・・・・・別紙日程のとおり

開会 9時30分

散会 14時08分

令和8年第2回長与町議会定例会
議事日程（第3号）

令和8年6月4日（木）
午前9時30分開議

[illegible]

○議長（安藤克彦議員）

皆さんおはようございます。ただ今から本日の会議を開きます。

日程第1、一般質問を行います。通告順に発言を許します。通告順6、浦川圭一議員の①町道西高田線の渋滞改善について、②目的が未達成と思われる事業の今後の取り組みについて、③LED照明器具賃貸借契約についての質問を同時に許します。

8番、浦川圭一議員。

○8番（浦川圭一議員）

それでは朝一番ですけども、早速質問に入らせていただきます。まず1番目、町道西高田線の渋滞改善について。町道西高田線のうち、イオンタウン方面、徳洲会病院方面へ分岐する交差点から、役場方面に向かって県道と交差する区間について、時間帯によっては長い車列が発生し、渋滞が起きております。改善が必要と考え、質問をいたします。（1）区画線のうち、車道中央線、車線境界線を引き直し、県道へ出る右折帯車線を長くすることで、渋滞する車列から右折帯への進入が容易になり、車列の短縮が促され渋滞解消の改善につながると思うが、見解をお伺いします。（2）小学生の下校時間帯に、長与中央線から新図書館方面へ横断歩道を渡る子どもたちが、青信号で一斉に渡り出し、赤信号になるまでの間、子どもたちが横断歩道内にとどまるというような場面も見受けられております。そういう状況になれば、上記交差点方面から続く車列最前方の左折車両がその間進むことができないことで、後ろの車両の流れが止まり、青信号でありながら車はほとんど動かなかったということも起きております。何らかの対策を考えられないか伺います。

大きい2番目です。目的が未達成と思われる事業の今後の取り組みについて。目的を持って取り組んでいる事業の中で、なぜ停滞しているのかなど疑問を感じる現状がありますので、今後どう対応するのか改めて伺います。（1）皿山地区において発掘調査を進めるという趣旨で、土地建物を買収し調査を行っていくとのことであったが、建物のコンクリート基礎部分を残したまま何年も放置されているようであるが、次についてお聞きします。まず、建物を買収してまで取り組みたかった目的は何だったのか。基礎を残したまま建物の上部、木質部分だけを解体したのはなぜなのかを伺います。また、今後の取り組みをお聞きします。（2）約4年前、南陽台北口に位置するさくら公園内の斜面地に植栽されていたツツジを回復が見込めないほど強く剪定された。ここは線路沿いの県道より南陽台団地方面へ入って右手の斜面地に三十数年前団地造成時に整備された植栽で、ツツジが一斉に咲く4月下旬から5月上旬には車道沿いのツツジの開花と併せて見事な景観をつくり出していました。そこで、剪定された当時、委員会審査などでもその後の対応などを聞く中で、様子を見て新しい芽が出ない場合、また枯れてしまった場合は、植え替えるという回答を頂いておりました。いまだに回復が見込めていないようではありますが、今後の対応をお聞きします。（3）これは達成いただいている事例ですが、長与中央線沿いの植栽を多年草もしくは宿根草に変更したことで、特に三彩橋から三彩

交差点までの部分とその付近の中央線沿いについては、雑草が減り見事に花が咲いて、道路沿いの景観が素晴らしいものとなっております。現状でも随分ときれいになったなと思うところですが、役場方面に向かうと、僅かながらいまだに雑草が覆い茂っている植栽柵等もあるようです。あと少し頑張って、きれいな町並みづくりのため改善ができないか、伺います。

大きな3番目です。LED照明器具賃貸借契約について。本来予算審査の場面で問うべき事項であったのかなと思っておりますが、その後条例等によりその妥当性を確認しましたところ、本契約で予定している長期継続契約を行うことがまずできるのか、また優位性があるのかなど疑問を持ちましたので、以下について質問をいたします。(1) 長与町長期継続契約を提携することができる契約を定める条例、および本条例施行規則と照らし合わせても、5年間総額約4億8,000万円のLED照明器具賃貸借契約は、長期継続契約の対象にはならないと思うが、見解を伺います。(2) 照明器具の賃貸借契約となっているが、取り替え、設置に係る工事費はどうするのか伺います。(3) 土木管理課で行う道路におけるLED照明器具賃貸借契約について、5年間で約1億円の契約見込額が示されています。現状では、器具に不具合が生じた場合に灯具を取り替えるなどの対応を取っていると思いますが、費用対効果などの優位性は確認しておられるのか、試算があれば示していただきたいと思います。(4) 参考までに、直近5年間の街路灯などにかかった取り替え費用等も含めた維持管理費について、電気使用料金を除いたところの金額で示していただきたいと思います。以上です。

○議長（安藤克彦議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

改めまして皆さんおはようございます。今日最初の質問者であります浦川議員のご質問にお答えをいたします。まず先に、2番目1点目のご質問につきましては、所管をしております教育委員会から回答をいたします。私の方からは1番目、2番目2点目、3点目、3番目のご質問についてお答えを申し上げます。まず1番目、町道西高田線の渋滞改善についてということで、1点目が区画線の引き直しについてのお尋ねでございます。議員ご指摘のとおり町道西高田線が県道に接続する交差点につきましては、時間帯により車列が長くなる状況が見受けられておりまして、交通の円滑化は重要な課題であると認識をしておるところでございます。議員ご提案の右折車線の延長につきましては、右折待ち車両を円滑に右折車線へ誘導できるようになることで、直進車線に滞留する車両の減少につながり、一定の渋滞緩和効果が期待できるものと考えております。交差点改良に当たりましては、交通の円滑化だけではなく、歩行者や自転車を含めた交通安全への十分な配慮が必要となりますことから、長崎警察本部や県道管理者である長崎県とも協議を行いながら、当該交差点および交差点周辺の交通量や、道路幅員の構成などを踏まえ、今後とも検討してまいりたいと、そのように考えております。2点目のご質問

でございます。信号機対策についてでございます。当該横断歩道につきましては、児童の下校時間帯に長与中央橋側から県道を横断し、新図書館側へ向かう児童が集中することで、横断歩道内に歩行者が連続している状況が見受けられるところでございます。そのため左折車両が横断歩道手前で停止せざるを得ず、その結果として後続車両の流れにも影響を及ぼしておりまして、青信号であっても車両が十分に進まない、こういった状況が発生しているものと認識をしております。一方で当該箇所は、多くの児童が利用する通学動線でもございます。まずは歩行者、とりわけ児童の安全確保が優先される、その上で交通の円滑化との両立を図る必要があると考えております。今後、下校時間帯における交通状況や歩行者の通行状況を確認しながら、信号表示時間や制御方法の見直しの可能性も含め、長崎県警察本部などの関係機関とも協議をいたしまして、検討してまいりたいとそうように考えております。

続きまして大きな2番目、目的未達成事業の今後の取り組みについてということで、さくら公園のツツジについてのお尋ねでございました。さくら公園斜面地に植栽されておりましたツツジにつきましては、強剪定を行った後、つる性植物が絡み付いたことにより枯れたものと考えております。造園業者によりますと、ツツジを新たに植栽したとしても同様につる性植物が絡み付き枯れる可能性が高いという判断でありました。ツツジの開花時期には見事な景観をつくり出しておりまして、快適な環境づくりに寄与していたと考えておりますので、つる性植物の対策と併せまして、ツツジの植栽時期や植栽範囲等についても今後とも検討をしてまいりたいと考えております。3点目でございます。長与中央線沿いの植栽についてのお尋ねでございます。長与中央線沿いの植栽につきましては、維持管理費用軽減の観点から、一年草を多年草へ切り替えているところでございます。議員ご指摘のとおり、一部根付いていない箇所が見受けられますので、植え付け時期や多年草の種類等を研究の上、対応していきたいと考えております。

大きな3番目、LED照明器具賃貸借契約についてでございます。まず1点目が、長期継続契約の対象になるのかどうかということでございます。長与町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例第2条第1号では、「事務用機器、車両その他の物品の借入れに関する契約で、商習慣上複数年にわたり契約することが一般的であると認められるもの」を長期継続契約の対象として定めておるところでございます。また、同条例施行規則第2条第1項の中では、その対象物品として「機械及び装置」が具体的に掲げられておるところでございます。LED照明器具は、この「機械及び装置」に該当いたしまして、複数年にわたり継続的に使用される物品であるということから、長期継続契約の対象になるものと考えております。なお、LED照明器具を賃貸借契約とした理由につきましては、第一に最低制限価格が設定されていないということから、リース企業の価格競争が活性化し、より効率的な提案が期待できることでございます。第二に、全体の投資額を複数年にわたって分割で支払うことになると、限られた予算で複数施設の整備が同時に可能になることでございます。第三に、2年度目以降は落札によ

り減額された実際の契約額を予算化することで、当初予算額の圧縮が可能になることでございます。これらの点から、LED照明器具の賃貸借契約は、経済的に優位性があり、町の財政効率化と計画的な設備更新を実現する有効な手段であると考えております。続きまして2点目でございます。照明器具の取り替え、設置に係る工事費についてでございます。取り替えおよび設置に係る工事は、別個の請負契約といたしまして締結した場合につきましては地方自治法施行令第167条の17に規定する「翌年度以降にわたり物品を借り入れ又は役務の提供を受ける契約」に該当しないため、長期継続契約の対象とはなりません。しかしながら、民法第601条の規定によれば、賃貸借契約とは目的物を使用収益できる状態で提供する契約とされておりまして、取り替え、設置に係る作業はその履行に付随する行為とみなされておるところでございます。従いまして、本町といたしましては、取り替え、設置に係る費用は賃貸借料に含まれ、この契約全体が長期継続契約の対象になるものと考えておるところでございます。続きまして3点目、道路照明器具のLED化についての質問でございました。照明器具のLED化を急がなければならない背景といたしましては、水銀に関する水俣条約というものがございまして、それにより水銀灯の製造が段階的に廃止されるということがございます。そのため既存の水銀灯照明器具の在庫が枯渇する前に、また駆け込み需要により品薄、納期遅延も懸念されることから、既存のLED化されていない道路照明全てをLED化する予定としておるところでございます。導入する手法といたしましては、工事請負契約では、予算の制約により複数年度にわたり段階的に更新する必要がある一方、賃貸借契約では全体を一度にLED化でき、スケールメリットにより賃貸借料の低減および財政負担の標準化が期待できるものでございます。道路設備のLED化を賃貸借契約により行うことは、水俣条約への対応という緊急の課題に対応しながら、町の財政効率化と計画的な設備更新の両立を実現させ、かつ職員負担の軽減と早期に町民の安全・安心が確保することができる極めて有効かつ合理的な手段となるものと考えておるところでございます。4点目、直近5年間の維持管理費についてのお尋ねでございました。街路灯の維持管理費につきましては、令和3年度が201万118円、令和4年度が84万8,518円、令和5年度が313万2,756円、令和6年度が176万4,305円、令和7年度が179万426円でございます。私の方からは以上でございます。

○議長（安藤克彦議員）

金崎教育長。

○教育長（金崎良一君）

2番目1点目、皿山地区の建物の買収の目的と基礎部分を残したこと、および今後の取り組みについてのご質問にお答えいたします。ご指摘の皿山地区の土地につきまして、令和2年に取得しております。土地の買収を決定した理由といたしまして、平成17年に当該土地より長与三彩の平皿破片が発見されており、その出土した平皿破片の分析から、当該地域に窯跡があった可能性が高いとの見解が得られたためでございます。取得

の目的といたしましては、町の文化財の発掘を進め、出土したものを調査することで、町の歴史や文化の実態を明らかにすることや、文化財を保存し、今後の教育活動等に活用するためでございます。家屋部分につきましては、令和4年に解体を終了しておりますが、現在もコンクリート基礎部分を残したままにしておりますのは、基礎の下に存在する可能性がある貴重な過去の遺構を深く傷つけないよう、調査時に慎重に解体を行うこととしているためでございます。発掘調査につきましては、担当していた学芸員が不在となったため、一時的に中断しておりましたが、今年度学芸員の採用がございましたので、発掘調査の再開を計画しているところでございます。今後の取り組みにつきましては、国の文化財発掘に係る補助事業との連携を図りつつ、県の担当課と協議を重ねながら、発掘計画の策定、実施を進めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（安藤克彦議員）

浦川議員。

○8番（浦川圭一議員）

それでは再質問をさせていただきます。まず1点目ですが、町長の答弁をお聞きしますと、今後検討していくというようなことで言っていたんですが、交通の実情もおおむね分かった上で検討していくということをいただいたんですけども、これは前向きに改善に向けて検討していくという理解でよろしいのでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

藤崎土木管理課長。

○土木管理課長（藤崎隆行君）

先日ですね、時津警察署の方に出向きまして、担当の方にお話を伺っております。その中では、適正な車道幅員、これが確保できれば右折帯の滞留地を長くすることは可能であるということでもございました。ただですね、現状の車道の幅員、こちらの方で区画線のみを引き直しで対応するのはちょっと難しいのではないかという見解を示されております。適正な車道の幅員を確保するには、歩道の幅員を含めたところの検討が必要ということで、歩道の幅員を狭くするとかですね、そういう対応をすれば滞留地を延ばせるんじゃないかという見解を持っております。

○議長（安藤克彦議員）

浦川議員。

○8番（浦川圭一議員）

私はなるべくお金がかからないようにということで、現状の幅員の中で、線も消えかかってましたし、この線を引き直すことでどうかなるんじゃないかなという思いで、こういう質問をさせていただいたんですが、他に改善がつながるようなことがあれば、当然そちらの方法でやられていただいて結構なんですけども、一つ心配するのがですね、図書館が来年4月に開業するわけですね。あれだけの駐車スペースを控えた施設が開業して、そこに来る車が今の交通に上乗せされるわけですよ。だからその分を、このあ

たり考えておられるのかなあという気はするんですが、そこら辺どうでしょうか。考えておられるのかどうかですね、交通量として。

○議長（安藤克彦議員）

土木管理課長。

○土木管理課長（藤崎隆行君）

具体的に試算というものはしておりませんが、当然図書館が開業すると交通量は増えるものというふうには認識はしておりますので、今回の右折帯の滞留地もそうなんですけれども、上の所の図書館とイオンタウンの所の交差点の所、その辺の交通量も、今後図書館が開業した後に、交通量調査なりをしないとイケないかちょっと分からないんですけれども、その後交通量を見ながら対策をしていきたいというふうに思っております。

○議長（安藤克彦議員）

浦川議員。

○8番（浦川圭一議員）

開業した後に、交通量調査をしてっちゃうことですけどね、例えばあの横にある商業施設が開業するような事態になった時には、開業前に予測数値でちゃんと交差点の対応とか駐車場の台数とかきちんとしてくださいよって、申し入れをするんですよ、行政から。今度行政が造った建物については、建ててしまって様子を見てからなんていうのは、あまりにも考えが甘過ぎるんじゃないですかね。そういう事態を起こさないように、前もってできないかというのはちょっと心配もあったもんですから今回質問させていただいてるんですが、幅員が足るの足りないっちゃうのはもう現状で分かりますよね。今あそこは長与でも一番大きい道路ですからね、17メートル道路ということで、最低限あの車道の中の例えば一番両脇の外側線をもう目一杯歩道側にずった挙げ句で幅員を確保してとかですね、その中で右折帯を入れていくとか、単純に見ても今ある斜線の引いてありますよね、道路の。あれものすごく大きくて、あれは車入ったら駄目ですよという車線なんですけど、ああいうものをもっとこう、極端にはなくすとかね、小さくするとかすれば、それだけでも私は車線は取れると思うんですけど、そこらの確認をされてますかね。

○議長（安藤克彦議員）

土木管理課長。

○土木管理課長（藤崎隆行君）

その辺のゼブラ帯をどうするかっていうところに関しては、今回の協議についてはそこまでの話はしておりませんが、今後確かに消えかけているというような状況もございますので、引き直しのタイミングでそのゼブラ帯をどうするかとか、外側線の話とか、その辺の協議はしていきたいというふうに思っております。

○議長（安藤克彦議員）

浦川議員。

○8番（浦川圭一議員）

ぜひ前向きに検討をしていただきたいと思います。私が先日4月のちょうど末ぐらいにたまたまイオンタウンから出てくる時に、信号がちょうど下に役場に下ろうという進行でこう出てきたんですけども、病院側から団地側からの通行がたまたまその日が多くてですね、1回の信号で8台とか10台ぐらい下っていったんですよ。ということは、私の方からすれば右折で待ってるんですけども、信号が3回変わる間に行けなかったんですよ。イオンタウンから出てきて本線に、役場に下る方の道路に入れなかったと。たまたま病院側からの車がその日は左折の車がですね、3回信号待って行けなかった。私はもう4回目は前の車と少し隙間ができたので、左折して農協の斎場の方に行って、榎の鼻に出ていったというような、こういうことがあったもんですから、図書館が開業すれば、もう全くこれがまだひどくなるんじゃないかなと思ってですね。そういう考えがちょっとあったもんですから質問させていただきました。これについては答弁は要りませんが、ぜひ前向きにどうかしようという気持ちで取り組んでいただきたいと思います。そこをお願いしまして、次の質問に行きます。次の子どもたちが横断歩道を渡って塞いでいる状況も、十分町長の答弁で理解をされているということで、ここは私もどうすればいいのかってもう専門家でもないんでよく分からないんですが、例えばもう私も考えられるのは信号の時差を例えば5秒でも6秒でもちょっと取っていただければ何台か抜けるんじゃないかなというような気がするんですが、そこは専門家とまた協議をされてですね、ここについてもちょっと前向きに取り組んでいただければなというふうに思いますので、ここについてももう答弁は結構です。何かあればお願いします。

○議長（安藤克彦議員）

土木管理課長。

○土木管理課長（藤崎隆行君）

できる対策とすると、先ほど議員言われたとおり、信号のサイクルの変更しかないのかなというふうには考えておりまして、ただ車道側の信号につきましては、周辺の信号との連動というものもありますので、なかなか車道側は個別の信号についてサイクルを変更するのは難しいということでございまして、歩行者側の信号ですね、こちらの方の短縮っていうことは可能ということの回答は頂いております。ただ、ちょっと計測を試みんですけども、歩行者信号が大体赤になってから約10秒後にですね、車道の方の信号が現状でもですね、赤になっていると。10秒ほどの時差がもう既についておりますので、なかなかこれ以上の歩行者の安全とかを考えるとですね、これ以上の対策っていうのはなかなか難しいのではないかなということで判断をしております。

○議長（安藤克彦議員）

浦川議員。

○8番（浦川圭一議員）

横断歩道の信号が赤になって10秒間車の方の信号が青のままであるというふうなことで、今初めて理解をさせていただいたんですが、ここもですね、私もこの1台行ったか行かなかったかというのを目撃したもんですから、これじゃ駄目だなと思ってこの質問をさせていただいてるんで、よくよくいい方向で考えていただきたいと思います。次にもう2番目の質問させていただきます。まず1点目、皿山のことですが、ここの質問にも書いてますのであくまでも発掘調査を進めて、文化財保護とかに努めていくためにやってるんだというようなことで、そこはもう理解をしてるんですが、だからそこをどんどん何でもやってもらえないのかなと思って質問してるんですけども。今ですね、この基礎を残して、上屋の建物だけを解体をされてるんですね。より丁寧にするために、慎重にするためにということでの答弁だったんですが、そこはですね、実際そういう、3年ぐらい前になるんですかね、上屋だけ解体したのは3年か4年ぐらい前なんですかね。わざわざ主要な施策の中に、基礎の部分の写真だけ載っかったんですよ。それで私も何でもこういうことをやるのかなって、私たちの感覚から分からなかったもんですから、委員会でもお尋ねしたんですよ。そしたら、教育長が答弁されたようにですね、より慎重にするためにということでの答弁だったんですね。よくよく聞いてみますと、ちょっとびっくりしたのが個人の一軒家を解体するのに設計士に依頼をしてるんですね、解体の仕方を。設計士に依頼をして、そして解体をされてるんですよ。だから金額もですね、設計費と解体費とその上の建物を解体して、私の記憶なんですけど700万円ぐらいかかってるんですよ。すぐその日、私、隣の都市計画課にですね、そこがしょっちゅう補償の移転とかで解体とかの補償をされてたもんですからね、金額を聞きに行ったら、とてもまだまだ安い額で補償してる、実際それぐらいでできるような判断を私は聞いてきたもんですからね。丁寧にするために設計屋を入れてるわけですから、恐らく丁寧にするために設計者を入れたのかなあと。そうであれば、その時点でやっぱり一気にするべきじゃなかったのかなと思うんですが。設計を入れた、恐らく設計はあるんだと思うんですね、丁寧にするための設計書が。普通考えないですね、個人の家を解体するのに設計屋まで入れてどんなふうに解体した方がいいでしょうかなんていうのは、まずやらない手法だと思うんですが。もうここを丁寧にするために設計屋をわざわざ入れたのかなという感じがしてるんですけども。その設計屋を入れて設計させたその設計の中に、基礎の解体方法とかच्छゅうのも示されているんですかね。そこはちょっとお聞きしてよろしいですか。

○議長（安藤克彦議員）

峰生涯学習課長。

○生涯学習課長（峰修子君）

議員おっしゃるように、解体時に設計会社に依頼したという経緯がございます。ただ、その解体業者を委託をする前段で、解体予定でした家屋の設計図自体がない状況でございました。そのため、安全な解体工法の決定や、当時確認をする必要がございましたア

スベスト等の法令調査に不可欠な建物の構造および仕様を正確に把握するために、設計会社に委託をしたものでございます。またその際には、基礎の部分を解体するというのは予定には入っておりません。といいますのも、調査を前段とした家屋の解体でございましたので、調査を実施し、実際にその周辺から解体した後に調査を実施し、その周辺地から他に発掘物が出ないかの調査を進めないと、基礎の解体ができないような状況でございましたので、基礎の部分だけ残っている状況になっているところでございます。

○議長（安藤克彦議員）

浦川議員。

○8番（浦川圭一議員）

私はですね、昨今の公共事業の高額発注をちょっと心配しながら質問してるんですけども、そうであれば基礎の解体を今から丁寧にとっていくんだということであれば、改めてまたこれ設計屋か何かに委託をされるんですかね。

○議長（安藤克彦議員）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（峰修子君）

今後、どのような計画で発掘をするかにつきましては、先ほど教育長答弁にもございましたように今年度学芸員の配置もございましたので、県の学芸文化課および埋蔵文化センターと協議しながら、まずは計画を立てていきたいと思っております。その中で、段階的に基礎を取るのか、または全体を取るのかにつきましても計画をしていきたいと考えているところでございます。

○議長（安藤克彦議員）

浦川議員。

○8番（浦川圭一議員）

ちょっとやり方は私もよく分からないんですが、基礎を部分的に壊しながら発掘を進めていくなんていうのはできるのかなという疑問を今持ったところですが。基礎のですね、私たちの一般的な感覚からいけば、コンクリート基礎の下にはぐり石と碎石、そののめつぶしに碎石を混ぜて転圧をかけた上に基礎を乗せるわけですよね。恐らく今のコンクリートを取ったら、その下にぐり石と碎石が出てくると思うんですよ。一般的な基礎の敷設を考えればですね。だからそこら辺まで想定していいんじゃないかなと思うんですね。そうであれば上のコンクリートぐらいは重機で結構取れるんじゃないかなと思うんですけども。で、その上でですね、基本的に考えていただければ分かるんですが、基礎があったということは、基礎の下何十センチかまで掘削を当時してるということですからね。掘削して、ぐり石敷いて、碎石を乗せた上にコンクリートを乗せてるというような形だと、そこら辺の想定は私はしていいんじゃないかなと思うんですけども。だからコンクリート取って、それから先本当に丁寧に取りないといけないちゅうようになったら、ぐり石のところから丁寧にじわじわ取るとかね、されてもいいんじゃないかな

と思うんですが、そこら辺は私も発掘のそのやったことないんで分かりませんが、例えば家の建て方なんていうのはそういうもんだと思うんですが、そこら辺もやっぱり県あたりのそういう所と相談せんといかんわけですかね。

○議長（安藤克彦議員）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（峰修子君）

この皿山に関する発掘調査につきましては、国および県の指定文化財保存整備事業という補助を頂いておる部分でございます。そのため、基礎の部分の下にも、もしかしたら過去の貴重な遺構があるのではないかという可能性もございます。先ほどの教育長答弁にもございましたように、長与三彩の平皿の破片っていうのが発見されておりますので、今後調査をした場合に、窯跡がある可能性が高いのではないかという見解が得られておる状態でございます。そのため調査につきましては慎重に進めていきたいと考えております。

○議長（安藤克彦議員）

浦川議員。

○8番（浦川圭一議員）

いずれにしろそれでは今から発掘についてはどんどん進めていくということで理解してよろしいでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（峰修子君）

一時的に中断しておりましたが、新たに学芸員も配置いただきましたので、今後計画的に発掘調査に移れるように進めたいと考えております。

○議長（安藤克彦議員）

浦川議員。

○8番（浦川圭一議員）

分かりました。それでは次、（2）の南陽台のさくら公園のことで質問をさせていただきますが、先ほど町長答弁の中でですね、つる性の植物が茂って、それが原因で枯らしてしまったんだというような答弁があったと思うんですが、ここは担当者の方が言われたのかもしれませんが、全く認識が違うんじゃないですかね。きれいに咲いてたんですよ。30個ぐらい、5メートルぐらい円形側の斜面に、それをもう地際から本当に10センチ、20センチぐらいのところではっきり切ってしまったんですよ。これが原因じゃないですか。その前に確かにつるが高木の一番上まで追いかぶるような状況に、もうジャングル化してたような状況というのはそれは町の方がほたっとったからでしょう、管理を。ずっと毎年きれいに管理をされたんですよ、30年ぐらいは。である時、2年か3年さぼったんですよ。それからなんですよ、こういう状況に、カズラが強くなっ

て、高木の上まで覆うようになって、もう当然ツツジなんか見えないですね、そうなつと。あんだけこう丸く円形で存在していたツツジが全くもう草で見えんようになったわけですね。そこで草ぐらい刈ればよかたになつてということで刈ってもらったら、出てきたんですよ、元の形で出てきて。正確に言いますとですね、出てきてツツジの上にぼんと帽子をかぶったようにですね、かずらが乗ったんですよ、全部30カ所ぐらい。どうせ草刈りして取ったのであれば、その上に乗ってる分もね、取って処分してくださいということで、そこは私は申し入れしたんですよ。せっかくきれいに周辺を刈ってもらってね、ツツジの上にぼんと乗ってたんですよ、ごみみたいな形で、その刈った残骸が。そいけん、どうせならその残骸ももう取って処分してくださいということで、きれいにしてくださいということで言うたら、そしたら何でもか知らんけど地際からこう切ってしまったんですよ。それが初め、それが4年前のことなんですね。だからもうびっくりして、こんな、だから私質問で強い剪定と言いましたけどね、伐採なんですよ、もう。ちょっと遠慮して剪定っちゅうことで書いとるんですが、伐採をされたんですよ、地際から10センチ20センチ残して。委員会でもですね、委員の意見でもツツジは強かけん出てくっさぐらいの意見もあったんですね。だから、3年4年黙ったわけですかね。出てくればもう、復元すればもうそれで済むことかなあと思いながら。そしたら全く、見てます、最近。去年の12月ぐらいに草を刈られたので、多分見ておられると思うんですけども、一部出てるのはあります、ちょろちょろとですね。出てるのはありますけど、ほとんど出てないですよ。私も気がけて、今日もですね、一応朝から来る時に通りがかり見てきたんですが、草刈りって半年ぐらいしかもたないんですね。だからもう今からまたジャングル化して、今の時点でもう去年の12月ぐらい切って、今の時点で全くツツジの形跡が見えませんが、草で。だからね、あそこは公園なんですよ、あれが道路の斜面とかのり面ちゅうなら私もそんなに言わないんですけど、公園というのは認識されてますよね。そこはどうですかね。

○議長（安藤克彦議員）

土木管理課長。

○土木管理課長（藤崎隆行君）

公園ののり面ということは私どもも認識をしております。

○議長（安藤克彦議員）

浦川議員。

○8番（浦川圭一議員）

だから公園ののり面っちゅうことは公園面積に算定されてるわけですよ、あそこ。総合計画なんかでも、1人当たり10平米の公園を目指すというのを目標に掲げておられるわけですよ。だからああいう草ぼうぼうでジャングル化している所も、その10平米の中に入ってるわけですよ。だから少なくとも公園っていう以上ぐらい、所はきれいにししていただけないかということで、そういう趣旨でこの質問をしてるんですよ。

それでどうなんですか、今後そこも検討するということ。検討した挙げ句でしょうからね、もう4年も私も待ってるわけですから。だから、別にツツジにこだわるわけじゃないんですけどね、何らかの形できれいにしていただけんかな。半年ごとに草刈りするって言ったっちゃあ、お金がたまんじやないのかなと思って、町の方もですね。1年に一遍ぐらいですから、結構広い面積の所ですから。だから一番いいのは、団地できて、30年ぐらいずーっとこうきれいな景観を保ってきたという形に戻していただければ、それが一番いいんですけど。何かですね、そちら公園管理者の方で考えていただけないかなと思ってんですが、何かないですかね。

○議長（安藤克彦議員）

土木管理課長。

○土木管理課長（藤崎隆行君）

ツツジが確かに現状では枯れているような状況っていうのを把握をしております、対策が遅くなったということについては申し訳ないなという気持ちであります。現状で、つる性の植物、カズラが生えている状況がございますので、まずカズラの撤去、除草をいったんさせていただいて、その後ツツジになるかはちょっと今の段階で分からないんですけども、ツツジの植栽ということを中心にさせていただこうかなと思ってます。ただ、ただ植えただけでは、またカズラが上に乗ってきて、成長を阻害するという状況も考えられますので、剪定の回数を今は年に1回なんですけれども、年2回に増やすとかですね、予算の関係上ですね、ツツジの植栽範囲についても、今のなかなか広い範囲でございますので、全てに植えるっていうことが難しい可能性もございますので、植栽の範囲ですとかその辺も検討しながらですね、今後対応していきたいというふうに思っております。

○議長（安藤克彦議員）

浦川議員。

○8番（浦川圭一議員）

今言われるようにですね、カズラが原因みたいなことで言われてますけども、恐らくそれは大きな原因だと思うんですね。ああいう草がジャングル化していく傾向というのは、それももう3年も4年も続いているわけですから、カズラをどうにかする努力ぐらいされていいんじゃないですか。そこは1回金かけてもあとカズラがなくなればだいぶ除草も違ってくと思うんですよ。半額ぐらいでいっていくんじゃないかなと思うんですよ。除草の方もカズラの整理ができれば。そこはどういうふうがやったらいいのとかかね、中尾城公園なんかでもカズラの整理なんかされてますよ。どういうふうにされてるか聞くとかね。例えば切り口に除草剤を流し込むとかいろいろ何か考えてやられてますのでね。そういうことで枯らしていくとかね、いろいろな手法をとっておられるようですのでね。そこら辺いろいろこう、何て言うんですかね、原因は分かってるけど、対策は取らないんだとちゅうような、どうも答弁に聞こえてですね。ぜひカズラをどう

にかしましょうよ。そしたらのちのちの管理費もだいぶ私は随分少なくなってくるんじゃないかなと思うんですけど。その上でね、担当者は委員会の時にもう植え替えますと言ったんですけども、それは植え替えてもらうのが一番いいんですが、カズラをそのままにしたままで植え替えても意味がないと思うんですね。だからその周辺の整備をきちんとした上で、植え替えるなら植え替える。で、他に何かあれば、何かの方法を考えるということで、そういう対応でやっていただけないでしょうか。どうでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

土木管理課長。

○土木管理課長（藤崎隆行君）

実はカズラにつきましては、いったん令和6年にカズラ専用の除草っていうか、茎に挿すタイプの除草っていうのを1回やっております。これがですね、その翌年はもうだいぶ減ったという感覚もございましたけれども、なかなかそれを継続してやらないと、カズラの根絶につながらないという現状もございまして、薬剤がなかなか高額なものですから、なかなか継続してできていないっていう状況もございますので、今後確かにカズラの除去っていうのは必要だとは考えておりますので、その辺の対策もですね、除草剤を使った方がいいのかですね、定期的に刈っていくっていう方がいいのかですね、その辺も検討をしていきたいというふうに思っています。

○議長（安藤克彦議員）

浦川議員。

○8番（浦川圭一議員）

分かりました。そこの公園についてはよろしくお願いします。次3点目ですが、これはですね、ちょっともう以前とすれば随分きれいに、町長、なったんですよ、きれいなんですよ。4月のちょうど末ぐらいから、花が咲き誇って、そんな長い期間は続かないんですけどね。あれきれいになったなと思いながら私も時津方面から帰ってきて、すぐ写真を撮らせていただいてですね、交差点まで行って、役場の方に右折してくる途中にちらほらあるんですよ。あとちょっとこう、せっかくならきれいに、昔ならそんなに気づいてこういうことも言うこともなかったんだらうと思うんですが、せっかくきれいになったんだからですね、あと少し残っているのをもうちょっときれいにできないかなあというふうな思いがありましてですね。これはもうそんなに手もかからない中で、町長も対応していくということ saying いただいたんですが、よろしいですかね。ぜひ対応していただきたいんですが。

○議長（安藤克彦議員）

土木管理課長。

○土木管理課長（藤崎隆行君）

町長の答弁でもございましたけれども、植え付けの時期ですね、それから種類、多年草にしてもですね、強いタイプの方がよりいいのかなとか、美しい方がいいのかなとか

その辺もございますので。なかなか三彩地区はですね、恐らく周りの方が水やりをしてくださったりとかしている状況もあると思います。長与中央線沿いになると、日頃の世話がなかなか難しいという点もございますので、なかなか手がかからないような多年草の種類とかも検討しながら対応したいと思っております。

○議長（安藤克彦議員）

浦川議員。

○8番（浦川圭一議員）

今ですね、せっかくもうきれいなものが埋まっとるわけですから、もう多年草の種類はもうそう検討せんでよかつちやなかですか。あなた方検討しながらしながらって言いながらですね、三彩交差点から船津橋の方に行った方のあそこら辺の方たちは、自分たちできれいに作ってたんですよ、今でもやられてるんですけどね、植栽を。それを参考にしたらどうかというような質問をさせていただいてね、そしてやっと何年がかりですか、やっとこういう状況になったんですよ。だからもう検討した挙げ句で今やっときれいな状況が出来上がったわけですから、そこあと少し小さいものもやりましょうか、きれいにしましょうかっていう質問の中でね、また樹種とかを検討しながらということじゃなくて、もう検討せんでよかですたい、もう今あつと一緒にとば植えればよかでしょうから。そいけん、そこはねぜひ、玄関口ですからね、時津から入ってきた所と役場の前のこの中央線沿いちゅうのはですね、ぜひきれいにしましょうよ。手が足らんなら私も加勢しに行きますので。よろしいですかね、きれいに。

○議長（安藤克彦議員）

土木管理課長。

○土木管理課長（藤崎隆行君）

検討っていうのはですね、当然その種類は、やはり同じものがあるのかっていうところと、やはりあまり手がかからない方がいいのかっていうところもございますので、種類は検討させていただきますけど、対応は必ずさせていただきます。

○議長（安藤克彦議員）

浦川議員。

○8番（浦川圭一議員）

よろしくお願いします。それでは3番目のLEDの件ですが、先ほど1点だけお聞きをしますけども、機械装置ということでやってるんだということだったんですが、条例の1番にですね、このLEDの装置が商習慣上、複数年にわたる契約することが一般的であると認められるものなのかどうか。そこだけ1点答えていただけますか。

○議長（安藤克彦議員）

久原教育総務課長。

○教育総務課長（久原和彦君）

LEDの賃貸借契約につきましては、令和6年度に長与小学校でも同様に行っている

ところですよ。そして他市町でも、県内でも幾つかの自治体がＬＥＤ化について賃貸借をしているところですよ。全国的にも多くあられています。それを専門にする業者等も存在するようですので、我々としては一般的に行われてるという認識でございます。

○議長（安藤克彦議員）

浦川議員。

○８番（浦川圭一議員）

このＬＥＤの照明についてはですね、そこら辺の電気屋行っても、なかなかリースで貸しますよなとかなないもんですからね、私はここで商習慣上複数年わたり契約することが一般的ではないという判断をしてちょっとこう書かせていただいたんですが、行政の中ではそれが一般的だということで、そういう理解でよろしいんでしょうか。もちろん商習慣上複数年にわたり契約することが一般的だという理解でよろしいんでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

教育総務課長。

○教育総務課長（久原和彦君）

一般的のレベルをどこに置くかというところではあろうかと思いますが、私どもはもう既に一般化されているものとの認識でございます。

○議長（安藤克彦議員）

浦川議員。

○８番（浦川圭一議員）

次、３点目の道路照明のＬＥＤ照明街路灯等のＬＥＤ照明の今回の契約についてちょっと伺いたいんですが。今までの現状は、３点目でこの書いてあるように器具に不具合が生じた場合に灯具を取り替えるなどの対応を取っていると思いますがと、恐らくこういう対応を取っておられると思って私もこういうふうに書いてるんですが、その結果ですね、４点目でかかった費用が年間２００万円とか、一番高いところで３００万円、あとは１００万円台、１００万円切る時もあるということで、今回の契約でですね、確認をしましたら私は５年間で１億円の契約च्छゅうこと書いとるんですが、この分についてだけです１０年間で契約をされていたということで、１０年間で１億円ということで、年間１，０００万ぐらいですよ、実際、分割してリース料払っていく金額はですね。私が言いたいのは、年間この２００万円、３００万円で今までずっとこう何か不具合が出た場合に置き換えをしてきて、そうした場合年間２００万円、３００万円かかってましたよच्छゅうのが４点目の答弁だと思うんですよ。このままで駄目なのかなと思うんですよ。年間２００万円、３００万円でできるのであれば、１０年しても２，０００万、３，０００万円じゃないですか。ドーンって増えてくる可能性はありますよ、それは分かりません、私もね。ドーンと増えてきても１，０００万円行くのかなというような気もするんですよ。例えば建物の中とか、教室とかね、建物の中च्छゅうのは全体ある中でももうＬＥＤと蛍光灯が混在するというのはもう環境的にも良くないと思うのでね、そこ

は仕方ないと思うんですよ。街路灯については結構離れたスパンで立ってるわけですから、一部蛍光灯があって次はＬＥＤで、私はそれでも構わないんじゃないか、現状そうされてるんだと思うんですよ、今でも。蛍光灯不具合があったから、灯具ごと替えてＬＥＤに替えるとかね。ここでのですね、この費用対効果といいますか優位性っていうかですね、今までやってきてるとおりの方が断然いいんじゃないかなと思って、ここはちょっと質問させて、特別この街路灯については質問を抜き出してさせていただいたんですが、どうでしょうかね。

○議長（安藤克彦議員）

土木管理課長。

○土木管理課長（藤崎隆行君）

今回道路照明のＬＥＤ化されてない部分、そこを一括でリースするということにしておりますけれども、まずその一括でなぜリースをするのかっていうご説明をしますと、２０２７年までに直管蛍光灯の製造と輸出入が禁止をされますので、その駆け込み需要によりまして品薄でありますとか、納期が遅延する、それと価格の上昇、この辺も考えられます。それとあと温室効果ガスの削減ができるということで、具体的な取り組みとして照明のＬＥＤ化されていると。と一括でリースすることで、スケールメリットにより賃借料が軽減をされるということがございました。このことで今回一括でということで、リースをするようにしているんですけれども、これにつきましてはですね、ここについては費用対効果等はこの時点では検証しておりませんでした。しかし、今回質問頂いて、ちょっと費用対効果もちょっと検証してみたんですけれども、やはり一括のリースの方が安いということで、結果が、すみません、出ておりますので、申し訳ございません。

○議長（安藤克彦議員）

これで浦川圭一議員の一般質問を終わります。

場内の時計で１０時４５分まで休憩します。

（休憩 １０時３１分～１０時４５分）

○議長（安藤克彦議員）

休憩前に引き続き会議を再開し、一般質問を行います。

通告順７、安部都議員の①丸田荘浴場施設の継続について、②ふるさと納税の現状とそのさらなる額の拡大そして用途についての質問を同時に許します。

１０番、安部都議員。

○１０番（安部都議員）

皆さま、こんにちは。昨日おとといからのちょっと雨でちょっと喉をやられまして、ちょっと声が聞きづらい点もあるかと思いますが、よろしく願いいたします。５月２８日の日に私丸田荘の方に見学に行ってみまして、３時半から４時半の間ですね。ずっと１階と２階を見てました。そのときに非常に立ち替わり入れ替わり多くの人が入

ってきて、もうすごい、皆さん本当いっぱいだなあというふうに関じ、またその出てくるお顔の幸せそうな顔を見て、これは廃止すべきではないんではないかと私の実感です。それで思いながら本日の質問をさせていただきたいと思っております。よろしく願ひいたします。①丸田荘浴場施設の継続についてお伺ひいたします。丸田荘浴場施設については、現在、住民の間でも賛否両論が起こっていることと存じます。この事案については、今年2月に2日間にわたって説明会が開催され、私も参加してきました。所管からは、来年3月廃止に向けた入浴施設の現状と廃止の説明がありました。住民からは廃止ありきではなく継続も含めた議論や説明があるとの期待に対し、会場からは怒号にまじった反対や疑義の声があったことは言うまでもありません。前議会での同僚議員の一般質問にもありましたが、浴場施設は衛生の場のみならず住民同士の癒しの場であり、安否確認やコミュニケーションの場でもあります。そして、特に高齢者にとっても長年の愛着心があるなれ親しんだ場でもあります。そのことを踏まえ廃止ありきではなく、再度、友好的な住民が安心して利用することができる浴場施設のあり方や町の考えについてお伺ひいたします。(1) 丸田荘浴場施設の現状と今後の計画についてお伺ひいたします。(2) 昨今の丸田荘浴場施設の利用人数や効能についてお伺ひいたします。(3) 本施設は昭和58年に条例制定し開始され、対象者を60歳以上の高齢者や障害者に限定をされています。その後、条例改正などあり、小学生以下や町民以外も利用できるようになっています。実際の利用状況は高齢者がほとんどだと拝察しますが、なぜ利用者の伸び悩みがあったのか、理由を伺います。その解決策はないのか、お伺ひいたします。(4) 廃止する理由は何なのか。毎年約1,600万円の赤字が原因になるか。費用対効果を見直すことで継続することは可能なのか、お伺ひいたします。(5) 老人福祉センター丸田荘ではなく、全住民が利用できるみんなの丸田荘と条例改正し、もっと多くの住民が利用できるよう。

○議長（安藤克彦議員）

安部議員、ちょっと止めてもらっていいですか。傍聴人に申し上げます。傍聴人の方におきましては、議場における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明することは禁止されております。傍聴規則で決まっておりますので、よろしく願ひいたします。安部議員、続けてください。

○10番（安部都議員）

みんなの丸田荘と条例改正し、もっと多くの住民が利用できるよう施設の改造や交通手段も含めた考えをお伺ひいたします。(6) 丸田荘設置および管理に関する条例の第14条に、「町長は、丸田荘の管理運営を他に委託することができる」とありますが、これまで外部に委託を考えたことはあるのでしょうか。また今後の考えを問います。

②ふるさと納税の現状とそのさらなる額の拡大、そして使途についてお伺ひいたします。先月、産業文教常任委員会にて、所管事務調査におけるふるさと納税について視察研修を行ってきました。群馬県千代田町、茨城県境町、埼玉県北本市に伺ったのですが、

どの自治体も各個性と特色が生かされすばらしい取り組みを行っていました。特に印象深かったのが、一から自分たちの力でアイデアで成功を収めていた茨城県境町のふるさと納税に対する戦略や実践方法でした。境町は、ふるさと納税額が平成27年には6.5万円しかなかったのが、令和5年には約15万倍増加の99億円で、9年連続県内1位、移住者数の増は全国1位、子育て世帯部門関東1位、住みたい田舎ベストランキング1位、基金残高は、平成25年7.1億円が令和5年には49億円に増加するなど、すばらしい成果を得ていました。ふるさと納税額の拡大によりプロフェッショナル職員が町の未来をつくり、子育て世帯に手厚い英語教育や住宅支援、また、スポーツを核とした交流人口の拡大、そして自動運転のバスの導入により誰でもが生活の足に困らない町や観光を図るまちづくりを実現していました。それが全国から選ばれる町、住みたい町として町民や移住定住者に愛され、若い子育て世代の移住者が絶えない理由でありました。そこで町長が望まれる、教育の町、誰もが住みたいまち、住みたいまちを実現するためにも成功先進事例を参考にし、本町の交流人口の増加やふるさと納税額の拡大とさらなる使途の活用方法と取り組みについてお聞きます。(1) 本町のふるさと納税に対する考え方や自主財源を増やすための将来の目標額はあるのか、お伺いいたします。(2) 本町のふるさと納税に関し、どのような事業者とどのような契約を行っているのでしょうか。また、ふるさと納税額拡大のために、中間業者をさらに検討する考えはないのかお伺いいたします。(3) 現在のふるさと納税の使途についてお伺いいたします。また、ふるさと納税の拡大による新たな導入や取り組みについてお伺いいたします。(4) 本町に特化したふるさと納税返礼品の拡大などの考えはあるのでしょうか。また、どういうふうに取り組んでいくのか、お伺いいたします。以上答弁よろしくお願ひいたします。

○議長（安藤克彦議員）

傍聴人に申し上げます。静粛に願います。なお、この命令に従わない場合は、地方自治法第130条第1項の規定によりまして、退場を命じますので念のため申し添えます。吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

それでは安部議員のご質問にお答えいたします。まず1番目でございます。丸田荘浴場施設の継続についてということで、1点目が現状と今後の計画についてのご質問でございます。2月の丸田荘浴場施設の説明会におきましては、貴重なご意見を賜りましたこと改めて感謝を申し上げたいと思っております。住民の皆さんから頂きましたご意見につきましては、町としても重く受け止めておるところでございます。丸田荘浴場施設は、昭和58年の条例制定以来、高齢者および障害者の福祉向上を目的として運営をまいったところでございます。使用者の範囲は原則として60歳以上の者および障害者となっておりますが、60歳未満の町民の方や町民以外の方でもご利用いただいている施設でございます。しかしながら、近年の利用状況を見ますと町の高齢化率は上昇しているにもかかわらず、営業日ごとの利用者数は、コロナ禍で減少した時期よりも減少

をしていると、そのような状況でございます。また、令和7年9月に実施をいたしました高齢者施設に関するアンケート調査では、8割の方が丸田荘の存在はご存じでありながら、そのうちの9割の方が実際には利用されていないという結果でございます。また、利用者からの回答では、およそその実利用者数が151人で、うち5割の方が週3日以上利用されているところでございました。利用する理由は8割の方が使用料が安いという回答をしておられます。町としてましては、限度ある予算の有効活用を図ることが本町政策の基本であることを考慮しますと、他に予算をかけなくてはならない福祉事業も数多く存在する中、現在かかっている施設の維持管理を含める費用が、今後さらに大きな比重を占めてくるのではないかと考えております。これらの状況を総合的に判断した結果、町といたしましては、令和9年3月末をもって浴場施設を廃止する方がいいんじゃないかというような形の検討をしておるところでございます。今後も住民の皆さん方には、その旨、丁寧に説明をしまいたいというふうに考えております。2点目でございます。利用者人数や効能についてのお尋ねでございます。令和7年度は、休館日を週1日から2日に変更したため、1営業日当たりの利用者数で答えをいたします。令和5年度が81.6名、6年度が72.7名、令和7年度が73.6名でございます。令和7年度は営業日数を減らしましたので、1営業日当たりの利用者数が増加すると見込んでおりましたけれども、令和6年度と比べ横ばい、令和5年度からは1割程度減少しておるとような状況でございます。また、浴場施設は地下水を利用しておりますけれども、温泉の効用につきましては、定かではないところでございます。ただし、議員ご指摘のとおり利用者の皆さん方が集まり、お話しされることによる交流の場としての側面は認識をしておるところでございます。3点目、利用者の伸び悩みの理由とその解決策についてのご質問でございます。町といたしましては、老人福祉センターという名称や高齢者の利用の定着が新規の利用につながらなかった要因ではなかったかとも考えております。また、60歳未満の方でも利用できるということの周知が不十分であったことも利用者の伸び悩みの原因の一つではないかと考えております。さらに生活様式の変化に伴う家庭での浴場の定着あるいは近隣の温浴施設の設備の充実など、総合的な要因が考えられる、そのように思っております。解決策といたしましては、周知活動の強化が考えられますが、既に認知度が高いにも関わらず利用につながっていない状況から今後大幅な利用者の増加を見込めないと、そのように推測しております。また、集客を図るための改修工事なども考えられますけれども、限られた財源の中で大規模な改修工事は困難であろうかと判断しております。4点目の廃止の理由と費用対効果、継続の可能性についてのお尋ねでございます。廃止の最大の原因は、単なる赤字金額の多寡ではなく、利用者の減少でございます。先ほど答弁いたしましたが、1営業日当たりの利用者数が減少傾向にありまして、特にコロナ禍の時期よりも現在の方が利用者が少ないという状況でございます。浴場施設の重要度は認識しておりますけれども、現在の利用状況と将来的な維持管理にかかるコストを比較検討し、集いの場の設置につきましては、

別途研究してまいりたいと考えております。5点目のご質問です。条例改正と施設の改造等についてでございます。現在の条例におきましては、全ての町民がご利用になれますが、老人福祉センターという名称が高齢者向けの施設と印象を与えることは認識をしております。議員ご提案のみんなの丸田荘への名称変更や施設の改造、交通手段の確保などによりまして、現状より利用者が増加する可能性は考えられないこともありませんが、これらの転換を行うには相当な費用や時間が必要となります。限られた財源の中で既存の公共施設との役割分担など、福祉課だけではなく町全体の事業計画との調整を考慮いたしますと、現時点での検討は困難ではないかなと考えておるところでございます。6点目でございます。これまで外部委託の考えと今後の考え方についてのご質問でございます。2月の住民説明会では、憩いの場でもあり継続してほしいという意見と、負担を考えれば廃止してよいのではないかという双方の意見が上げられました。これまでの説明のとおり町による直営での運営は難しいと考えますが、県内21市町の調査結果によれば浴場施設の経営主体としては、ほとんどの市町が社会福祉協議会に委託、または社会福祉協議会が直営しておりまして、市町が直営しているのが長崎市と長与町だけという状況でございます。このような状況の中で民間企業による浴場施設の運営も有効活用の一つと考えるのであれば、今後、賃貸や売却などの手法も視野に入れ検討していかなければならないかなと、そのようにも考えております。

続きまして大きな2点目でございます。ふるさと納税の現状と額の拡大、使途について。1項目目がふるさと納税の考え方と将来の目標額についてのお尋ねでございます。このふるさと納税につきましては、健全な財政基盤の維持のための自主財源の確保のほか、本町の強みであります都市機能の利便性や身近で豊かな自然環境、子育てと教育のまちであることなどの町の魅力の情報発信、農産物や町内事業者が生産する特産品の販路拡大を図っているところでございます。また、ふるさと納税は、納税者が税制を通じてふるさとへ貢献する仕組みでございまして、生まれ故郷やお世話になった地域、応援したい地域の力になれる、納税者が寄付先を選択できる制度と認識をしておるところでございます。本町といたしましては、具体的な金額の目標の設定は控えながら、より多くの応募を頂くために活用事業の見直しや掲載サイト数の充実、出品事業者の拡充に努めているところでございます。続きまして2点目でございます。事業者との契約や中間事業者の検討についてのお尋ねでございます。このふるさと納税に関する事業を行う上では、寄付や返礼品の検索、申し込みがインターネット上で一括して行えるポータルサイトの運営事業者、寄付金の管理や返礼品の発送、ポータルサイトへの掲載などを行う中間事業者、返礼品等の配送を行う運搬事業者、また、クレジットカードの支払いに対応する決済事業者などなど契約がございまして、ふるさと納税におきましては、本町ではポータルサイトから寄付に対して特産品を返礼品としてお送りしておりますが、その他のサービスといたしまして、クラウドファンディングや現地決済型、店舗型のふるさと納税、体験型ふるさと納税等返礼品の内容に特化した取り組みを提供する中間事業者等に

も広がりが見られておるところでございます。本町でも取り入れられる有効な事例などを研究し、新たな中間事業者の活用についても検討を図ってまいりたいと考えております。3点目のふるさと納税の使途についてでございます。本町における令和8年度以降の使途については、6つの活用事業の寄付を受け付けております。1つとしては、ホンテラッセ長与を中心とした学び・健康づくり。2つ目として、子ども・子育て支援の充実、ぬくもりのある福祉のまちづくり。3つ目が、学校教育、社会教育、文化スポーツの環境整備・振興。4つ目が、地域の活性化、産業振興、観光事業の充実。5つ目が、公園などの公共インフラ整備。6つ目が町長にお任せというような形で、使途については使わせていただいているところでございます。これらの事業につきましては、令和7年度までの使途から活用事業の幅を広げるように見直しを行っております。今後も総合計画における戦略プロジェクトの推進を図る取り組みへの活用を検討してまいりたいというふうに考えております。4点目の返礼品の拡大についてでございます。返礼品につきましては、総務省の地場産品基準に該当する品を選定しておりまして、本町の特産品と認識しております。返礼品の拡大につきましては、常々出品事業者の拡充に努めながら事業に取り組んでいるところでございます。

○議長（安藤克彦議員）

安部議員。

○10番（安部都議員）

再質問に移りますけれども、今回の1番目と2番目が質問が少しちょっと内容的なところで関係がありましてかぶるところがございますので、そのあたりはちょっとランダムになってしまうところがありますので、ご了承願います。それでは丸田荘浴場の施設の継続について伺いたしますが、この丸田荘浴場施設ですね、何年から開始され現在のどのくらいの経過をされてるのかお知らせください。

○議長（安藤克彦議員）

川内住民福祉部理事。

○住民福祉部理事（川内佳代子君）

まず、町に移管される、町が経営する前からご説明をさせていただければと思っております。まず明治初年ですね。丸田郷の人たちにより開かれたということでございまして、そのあと昭和初期には民間企業の保養所として使われていたようでございます。戦後には温泉旅館としての利用もあったようでございます。昭和48年4月に老人憩いの家丸田荘というふうに改名をいたしまして、昭和58年、現在の働く婦人の家の1階、そちらの方に老人福祉センター、老人憩いの家の浴場が残ったとしております。現在の場所に移りましたのは、平成13年に現在の老人福祉センター丸田荘の場所に移転の方をさせていただいているところでございます。

○議長（安藤克彦議員）

安部議員。

○10番（安部都議員）

そうですね。長い歴史があると思いますが現在のところに移転をされて、そして、また老人福祉センターとして、社協の方が下の1階のフロアというところで運営されたと思うんですが、1階のフロアは、現在は使用されていないんですかね。2階の浴場のみでされてるのか、そのあたりはいかがですか。

○議長（安藤克彦議員）

住民福祉部理事。

○住民福祉部理事（川内佳代子君）

議員おっしゃるとおり現在のところ1階は使用しておりませんで、2階の浴場施設と教養娯楽室、こちらの方を使用というか、利用をいただいているところでございます。

○議長（安藤克彦議員）

安部議員。

○10番（安部都議員）

今1階のフロア現在利用されてない。それはいつ頃から利用されなくなったんでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

住民福祉部理事。

○住民福祉部理事（川内佳代子君）

昨年5月末まで社会福祉協議会の方がデイサービスとして利用しておりましたので、それ以降は利用はございません。

○議長（安藤克彦議員）

安部議員。

○10番（安部都議員）

現在は空き状態というところで、使用されてないというところでございます。先ほど10月、令和9年3月末をもって廃止を検討というところで、10月頃に前回説明会を開催予定というところで伺っておりましたが、どのような形でどのような目的を持って行う予定なのか。進んでるのか、そのあたりを教えてください。

○議長（安藤克彦議員）

住民福祉部理事。

○住民福祉部理事（川内佳代子君）

はっきりとした日程はまだ調整中でございますけれども、2月の説明会と同様、多くの方に参加を頂けるように日程の方、調整を時間など変えてですね。日程の方の調整をさせていただき、開催をしたいと思います。内容につきましては、現在行っている周知の状況とかですね。今後についてまた丁寧な説明をさせていただければと思っております。

○議長（安藤克彦議員）

安部議員。

○10番（安部都議員）

前回の説明会の時もですけれども、廃止ありきの説明会では、どうしても住民の皆さまは納得しないと思うんですね。それでもっとちゃんとした具体的な説明も必要かなというふうに思っております。例えばこの説明会の前に事前アンケートを再度実施する考えはないのか、その利用者にどのようなことを望むのか、値段が上がっても利用するのか、また、どのくらいなら値上げもしてよいのか、そういった内容が必要かと思います。そのあたりはどのようにお考えになりますでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

住民福祉部理事。

○住民福祉部理事（川内佳代子君）

現在のところアンケートをとる予定の方はございませんが、今後研究の方をさせていただければと思っております。

○議長（安藤克彦議員）

安部議員。

○10番（安部都議員）

アンケートをとる予定はないということですが、説明会の時にそのようなこともお聞きになるということになるのでしょうか。そのあたりはいかがでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

住民福祉部理事。

○住民福祉部理事（川内佳代子君）

そちらにつきましても、まだ決定の方はしておりません。

○議長（安藤克彦議員）

安部議員。

○10番（安部都議員）

やはり住民の意見っていうのは非常に大事だと思うんですね。廃止ありきというところでやっぱり説明されてもどうしても住民の方たちは納得しませんので、そのあたりももう少しご検討していただきたいと思います。それから先ほど効能については、ないというような形でお答えがあった答弁があったと思いますけど、郷土誌からは丸田温泉は泉温18度の冷鉱泉で、ラドン含有量が1リットル当たり2.2マッへの含有量が調査されております。これは大正3年長崎医科大学の森永教授によりまして、調査をされております。これが途中で効能が変化したのか。また、いつ頃から医学的な効能がないというふうに判断されたのか。そのあたりはいかがでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

住民福祉部理事。

○住民福祉部理事（川内佳代子君）

私の方も郷土誌の方は、拝見とか存じ上げております。そちらの方にラドンの含有があったということも記載があるっていうのは、承知をしているところでございます。いつから、そちらの方に記載があります含有量等ですね、現在の温泉法の方と比較をさせていただいているところではございますが、この温泉法の基準には届かない含有量ということで把握をさせていただいてるところです。

○議長（安藤克彦議員）

安部議員。

○10番（安部都議員）

この郷土誌には丸田温泉という名前で書かれてるんですね、うたってるんですね。だからそれが温泉の基準値には達せないというところが今言われましたけれども、何か再度また調査、発掘して調査をするっていうふうに、そういったことは考えはございませんでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

住民福祉部理事。

○住民福祉部理事（川内佳代子君）

現在のところ、発掘して採取してっていうのは考えておりません。

○議長（安藤克彦議員）

安部議員。

○10番（安部都議員）

以前ですね、この丸田荘の前には効能が書かれた看板があったと聞いております。それを今、誰が看板を外したのか。そのあたりはいかがでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

住民福祉部理事。

○住民福祉部理事（川内佳代子君）

看板につきましてはですね。私の方は存じ上げませんで、今の丸田荘の方のご存じの方にも聞きますけれども、張ってあったかっていうのもちょっと確認がとれない状況でございます。ただですね、温泉浴場に関する所管であります長崎の西彼保健所の方に問い合わせをしましたけれども、西彼保健所の方にその温泉という届け出っていうのも確認できませんし、井水による公衆浴場ということでの登録があるということになっておりまして、公的な機関での登録状況としては、温泉ではなく井水による一般公衆浴場というふうになっているようでございます。

○議長（安藤克彦議員）

安部議員。

○10番（安部都議員）

それならもうこの郷土誌自体を見た方たちは、もう効能があるとしか思っていないので、

そのあたりも地下水の沸かし湯というところ、変更が今度は必要なのかなというふうには思うんですが、そのあたりはどうですか。

○議長（安藤克彦議員）

住民福祉部理事。

○住民福祉部理事（川内佳代子君）

郷土誌につきましては、当時の状況を記すものでございますので、そちらについての変更というのは、一定考えなくてもいいのかなと思っております。

○議長（安藤克彦議員）

安部議員。

○10番（安部都議員）

先ほど1日の利用者数をお聞きいたしました。これが令和5年度、6年度、7年度、3年間で、例えばこの営業日数というのは、お分かりになりますでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

住民福祉部理事。

○住民福祉部理事（川内佳代子君）

5年度、6年度、7年度の営業日数でございますよね。営業日数は、令和5年度が303日、令和6年度が269日、令和7年度が249日となっております。

○議長（安藤克彦議員）

安部議員。

○10番（安部都議員）

となると、令和5年度から6年度34日少ない。そして令和7年度になると、54日少ないわけですね。アンケートも2カ月足らずしかしてなくて、利用者数151人しかアンケートがないんですね。それではちょっとアンケートとしても非常にどうなのかなということと思われるわけですが、これを延べ人数で例えば表したら54日少ないということは、これをプラスしたとしたらほぼ令和5年度、6年度、7年度となると横ばいなんですよ、多分これを掛けるとですね。5年度が2万5,000ぐらいですか、だからほぼ変わらないんじゃないかなというふうにも思っております。それから2月の説明会で参加者が丸田荘の存続はゼロ、参加者からゼロなのかという問いにゼロではないというふうにお答えになっております。今後、高齢者、若い人たちの利用が増加するか判断をして、10月頃に報告を兼ねて住民説明会を行いたいというふうに言われております。その後、これはこのお答えに対しては、どのようにお考えになりますでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

住民福祉部理事。

○住民福祉部理事（川内佳代子君）

2月の説明会のときは、参加をされた方の方から町も周知不足ではないかというご意見の方がございましたので、そちらにつきましては、町としても特段丸田荘に対するP

Rといいますか、ホームページとかには随時掲載をしておりますし、何人入りますよということでの掲載もさせてはいただいていたんですが、特別にピックアップしての広報とはしておりませんでしたので、そちらについては広報してみてもどうかという思いがあり、ゼロではないというような回答をさせていただいております。今回5月に申し訳ありません。4月の広報で一度住民説明会の内容も結果も添えて、丸田荘のことを広報に掲載をさせていただいております。また、来々来月ですかね、再来月7月号の、来月ですね。すみません、7月号の広報の方でも掲載をさせていただこうというふうに思っております。現状といたしましては、きちんとした例えば名簿をとるとかと会員証があるわけではないので、新しい方が何名っていうのは、把握はできておりませんが、5人から10人程度新しい方の顔は見えるということで、丸田荘の方からは報告は受けているところでございます。

○議長（安藤克彦議員）

安部議員。

○10番（安部都議員）

これからもさまざまな周知を行っていただきたいなと思います。しかし、このままでは高齢者や若い世代の利用者は、先ほど言われましたように望めないと思うんですね。やはり何らかの対策を講じていかなければならない。その努力や改善が必要だと思います。先ほどの答弁で老人福祉センターの名称や高齢者の利用者の定着が新規の利用につながらなかったというところであったと思います。全世代に周知が不十分だったというところですよ。この全世代に周知が不十分であって、これからいろんなさまざまな周知をしていただくというふうに思いますが、当初からこの利用者が非常に少なかったのか、それとも途中からぐっと少なくなったとか、そのあたりいかがですか。

○議長（安藤克彦議員）

住民福祉部理事。

○住民福祉部理事（川内佳代子君）

平成14年を申し上げますと、1営業日当たり116名でございます。現在が1営業日当たり令和7年度で73.6名でございますので、減少傾向にあるのではないかと思います。

○議長（安藤克彦議員）

安部議員。

○10番（安部都議員）

これはですね、夏と冬というのは、また違うというふうに思うんですね。夏はなかなか入りづらい、冬になったらまた100人ほど増えるんじゃないかなというふうに思います。解決策としてですね、これまで25年間何らかの対策をとるべきだったのではないかなというふうに考えますが、なかなかこの25年間の間で、何か今までの対策というのを講じてなかったのではないかなというふうに思いますが、そのあたりはどのよう

にお考えになりますでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

住民福祉部理事。

○住民福祉部理事（川内佳代子君）

人数の増加っていうことでの対策というふうに捉えますと、先ほどから申し上げてますように、周知の方はあまりこう幅広くはしてなかったかと思っております。もともとこちらの施設が高齢者および障害者、原則としてですね、のこの健康管理とか、そういうものの老人福祉センターとして建ったものでございますので、なかなか若い世代の方への周知っていうのは、できてなかったかとは思います。

○議長（安藤克彦議員）

安部議員。

○10番（安部都議員）

そうなんです。このアンケートを見ても直近10年間で、平成27年から令和6年までずっとマイナスで1,600万円の赤字なんです。10年間で4億2,000万円と。やっぱりこの間でしっかりと25年間の間にここを見直して、そして、何らかの対策をやっぱり取るべきだったんじゃないかなというふうに思うんですね、このままでは。しかし、お父さまの時代からこうされてますので、これは福祉の観点からしてやっぱり高齢者だけではなくて、住民の福祉の向上というところで、これはもう必要ではないかなというふうに赤字になっても必要なと思うんですが、しかし、赤字対策をとるならやっぱりこういった対策をとるべきだったと思います。例えば廃止の理由というところで先ほど言われましたけれども、この廃止の最大の原因が赤字金額の多寡ではなく利用者の減少というところだったので、本当にここはしっかりと対策を講じていただきたいなというふうに思います。提案をさせていただきます。1階が例えば今フロアが1階の空きスペースのフロアが空いてますね。そこで例えば若い世代をもっと利用をして増やす努力をするべきだと考えるんですね。そこに例えば町民体育館にあるようなジムをね、器具を設置して、1階に若い方たちが高齢者まで健康と体力維持のためにジムを1階に置いて健康増進のために使用してもらおう。1階ですね、厨房もあるんですね。だから厨房もあるので、ジムをとった後に例えば軽食でうどんとかカレーとか、卵丼とか、そういうふうなものでちょっと軽食を出して食べる。その後に2階の浴場で汗を流して帰ってもらおう。そういったところの対策も講じていくべきじゃないかなと思うんですね。そしたら若い人たちもジムをして、食事もちょうと取って、そしたら浴場に入って、お風呂に入って、気持ちよく帰れるっていうところであろうかと思えます。いかがでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

住民福祉部理事。

○住民福祉部理事（川内佳代子君）

ご提案ありがとうございます。健康器具の設置につきましては、他の方からこうした方がいいんじゃないかというようなご提案を頂いているところではございます。ただ、健康器具を置きましてジムのようにして上の方を浴槽を浴場というようなことにさせていただきますと、人件費等もかさむってところもございまして、それに伴いまして料金の方の設定の見直しと金額、値上げですね。そういうのも出てくるかと思います。また、ジム等を低価格で利用できるよってというようなところを入浴施設と合わせて町の方が営業するっていうのが、他の企業への民業圧迫にならないか。そちらの方もすごく問題というか、課題になってくるのではないかと思いますので、慎重にそういうご意見もあるということで承っておければと思います。

○議長（安藤克彦議員）

安部議員。

○10番（安部都議員）

私、町民体育館のジムも見てきたんですよ。やっぱりお若い人たちから高齢者までみんなたくさん使用されてたので、そういったところを器具を用いて、皆さんが利用できるような形で今度本当検討していただきたいなと思います。例えば赤字補填のために住民は浴場代を200円、300円、それ以上増やしてもいいよってというような声がこの間上がってました。町としてはどのくらい入浴料を上げたら赤字補填となるのか、できるのか。そのあたりは試算はされたのでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

住民福祉部理事。

○住民福祉部理事（川内佳代子君）

2月の住民説明会のときも少しその話題に触れさせていただいているところではございますが、現在7年度の決算見込みの方から収支のマイナスというのが一般財源を充てている額というのが1,650万円程度上がるのではないかというふうに、今試算の方をしているところではございます。こちらの方を単純に今年度の延べ利用者数の方で割らせていただきますと、1人当たり900円程度なので、今100円、皆さんが100円ではないんですけども、高齢者の方がほとんどですので、100円というふうなものを立たさせていただくと、大体1,000円ぐらいたと赤字が出ないような運営っていうのができるのかなというふうには、思っているところではございますが、なかなかその値上げというのも簡単にできるものではございませんで、他の施設との兼ね合いもございまして、こちらの方が今、老人福祉センターというふうになっているところもございまして、いろいろな課題がまだ値上げをするのもすぐすぐ赤字を補填するから1,000円に上げますよ、それでも来てくれますかっていうようなことも簡単には口にすることができない状況にありまして、値上げをするのであれば慎重に検討をしていければ、研究をさせていただければと思っております。

○議長（安藤克彦議員）

安部議員。

○10番（安部都議員）

民間では温泉施設も1,000円ぐらいは取ってますけどね。だけど町が運営するので、そうやってジム代も入ってくるとか、例えば食費代も例えば運営したら食料代も入ってくるとか、飲食代も入ってくるとか、例えば200円から300円で使用したとしたら、浴場代は半額にするとか、いろんな形でさまざまできると思うんですね。そのあたりも検討していただきたいなというふうに思います。例えば今ですね、丸田荘の温泉が男性用、女性用って2カ所あるんですが、それもそのキャパっていうのが非常に少ないと思うんですね、今見てきた私見てきたところで。ただ、やっぱりそれをもう少し増やすためには、あの状態を少し拡大する必要もあるのかな、キャパを増やす必要もあるのかなって思いますが、そのあたりはどのようにお考えになりますでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

住民福祉部理事。

○住民福祉部理事（川内佳代子君）

キャパを増やすということであれば浴場の改修、大規模な改修が必要になるかと思います。この大規模な改修というのは、そのときだけのことでなくて、その後もいろいろ維持管理費とかそういうのも今よりもかかってくることが予想されるところでございまして、現在の予算、限りある予算の方考えますと、今の丸田荘を大きく改造、改修をするということは考えにはございません。

○議長（安藤克彦議員）

安部議員。

○10番（安部都議員）

そうですね。丸田荘に行きたくてもなかなか行く手段がない方たちがたくさんいらっしゃるということをお聞きいたしました。そこにもやっぱり周知だけではなくて、その交通手段の改善も必要かなというふうに思っております。そこにコミュニティバスや自動バスなど導入して丸田荘経由で1回行って、そして、多くの方たちをその丸田荘に利用してもらってということも考えたらいかがかなと思いますが、そのあたりはいかがでしょう。

○議長（安藤克彦議員）

中村企画財政部理事。

○企画財政部理事（中村元則君）

私の方からですね。交通移動手段について回答させていただきます。現在ですね、丸田荘の今後の施設の方向性なども踏まえて検討中でございます。こういう施設の方向性などを踏まえて移動手段などの検討が必要である状況になればですね。そういう旨の協議をさせていただきたいと思います。

○議長（安藤克彦議員）

安部議員。

○10番（安部都議員）

そうですね、そのあたりはよろしく願いいたします。例えばリニューアルするのに本当お金かかりますね。1階の天井もやっぱ雨漏りがしてやっぱりカーテンもぼろぼろだったので、その辺りいろんなところでちょっと修理が必要かなというふうに思います。駐車場の問題とかありますので、そういったところもふるさと納税、ここでふるさと納税がちょっと入ってくるんですが、ふるさと納税を活用して約1億円ぐらいでそういったところのリニューアルというところも可能かなって考えますが、そのあたりはどのようにお考えになりますでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

住民福祉部理事。

○住民福祉部理事（川内佳代子君）

丸田荘の改修にふるさと納税を使っではどうかというようなご意見ということで私の方で回答をさせていただきますが、ふるさと納税の方に入浴施設をというのももう一つの手ではあるのかなっていうふうにご意見の方ですね、ちょうだいをさせていただいているところでございますが、他にもいろいろとそのふるさと納税を使っりたい事業というのも町内も多くございますので、そちらの方につきましても限りある財源の一部として考えをさせていただければと思います。

○議長（安藤克彦議員）

安部議員。

○10番（安部都議員）

先ほどそうですね、令和8年度が町長が言われましたように、そのふるさと納税の使途について地域の活性化とか、公園の公共インフラの整備とか、学校教育とか、子ども子育て支援ね、こういったところが入ってましたね。だからこれも地域の活性化、インフラ整備にもつながるかなというふうに思いますので、そういったところも検討していただいでですね、ふるさと納税を増やすためには、増やして人を増やす。住民の住民サービスを行っていただきたいと拡大していただきたいなというふうに思います。それから先ほどちょっと飛ぶんですが、老人福祉センター丸田荘この名前自体が若者たちは、ああ高齢者の温泉なんだな、お風呂なんだっていうふうな錯覚やっぱりそういうふうな思いがあると思うんですよね。そこで、みんなの丸田荘というところで条例改正をして、もっと周知を若者たちも行けるような周知を図るべきだと思いますが、再度お聞かせください。

○議長（安藤克彦議員）

住民福祉部理事。

○住民福祉部理事（川内佳代子君）

ご意見ありがとうございます。名称の変更については可能なものだとは考えるところ

でございますが、この条例の名称というのが、みんなのつていうふうなことにしますとですね、やはり現在高齢者のための老人福祉センター、または障害者に特化したつてなっているところから、そちら金額等も他の年代と変えての設定をさせていただいているところでございます。ただ名前を変えればいいというだけではないかと思しますので、こちらの方についても慎重に検討しなければいけないと思っておりますので、現在のところ考えはございません。

○議長（安藤克彦議員）

安部議員。

○10番（安部都議員）

考えがないというところですけども、しかし、これを赤字解消またはいかに利用者を増やす、増加させるというところに関しては、やっぱりいろんな手段で用いて、いろんな取り組みを行うべきではないかなつていうふうにも思います。よろしく願いいたします。それから先ほどの丸田荘の管理運営の委託であります。やはり町ではなかなかこの100円や200円でも難しいというところでもありますけれども、この民間のノウハウを活用して、いいアイデアがあればですね。またいろんな活用をしてどういうふうに赤字解消するのか。どういうふうなやり方がいいのかというところも手段として必要かなつていうふうに思いますが、今まで委託を考えたりしたことがあるのか。そのあたりはいかがでしょうか。例えば管理は公営、運営は民間とか、そういうふうな形はどういうふうに考えてますでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

住民福祉部理事。

○住民福祉部理事（川内佳代子君）

民間への委託というのを今まで具体的に考えたことはございません。町長の答弁でもございましたとおり浴場施設の運営の有効手段の一つとして考える、研究をするというのはあるのかなとは思っているところでございますので、町内にも温浴施設の方がございますので、そちらの方にどのような運営をされているのかというところは研究をさせていただければと思います。

○議長（安藤克彦議員）

安部議員。

○10番（安部都議員）

そうですね。やっぱり今皆さんが利用しているのもっとこう付加価値を高めて、住民がいかに利用したいのかというところがやっぱり必要かなというふうに思しますので、そのあたりはいろいろな手段を講じていただいて、あまり高くなってもやはり福祉の観点からも住民もなかなか入りづらくなるというふうに思います。そのあたりもまた再度検討をしていただければというふうに思います。

それからふるさと納税でございますけれども、ふるさと納税というところで、令和7

年度の実績が令和２年度からしたら３１０％伸びてて、２億９，８００万円というところで、件数が１万２，９５７件というところであります。目標額というのがなかなか聞けなかったんですが、やはりこの目標額というのは、自主財源を増やすためには中長期的な５年、１０年、１５年と目標額をある程度ですね、拡大してタイムスパンを必要する。目標額を拡大するタイムスパンというのが必要かと思いますが、そのあたりは計画っていうか、どのようにお考えになりますでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

永石産業振興課長。

○産業振興課長（永石大祐君）

ふるさと納税の目標額につきましては、全国の皆さまからいろんな自治体へ寄付をしていただいているという状況ですので、なかなかこちらが設定してその通りにいくっていうところのものではございません。で、こちら今の町の方の考え方としては、全国の寄付の状況を総務省の方で調べられておりますので、その中で全国的な伸び率というのがございます。そのあたりを注視しながら今後伸びについて予測をしながら取り組んでいるという状況でございます。

○議長（安藤克彦議員）

安部議員。

○１０番（安部都議員）

今回ですね、私、視察を行って３点、もうこの成功の鍵っていうのが分かったと思うんですよ。返礼品の拡大とターゲットを絞ること。そして、ポータルサイトのＰＲや目に引く手法、ノウハウを技術を取り入れること。それから首長と職員のアイデアとやる気と行動力。こういうところの三つが成功の鍵だったんだなあというふうに思っております。本町としては今後どのような対策を行うのか。このような考え方が、どのように思われますでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

産業振興課長。

○産業振興課長（永石大祐君）

本町でも平成２７年までは、寄付につきましても１３０万円前後の寄付で推移してきたところで、２８年度以降ですね。現在のような形でのふるさと納税の取り組みを進めており、６年度には３億円を超えるような寄付を今頂いている状況です。その中でも返礼品の拡充を常々行ってきてたりとか、あとは中間業者の方でも委託をして、そういうポータルサイト、仲介サイトの見せ方、そういうところも常々ブラッシュアップをしてきております。今後もそういうところについては、同様な取り組みを進めていきたいと考えております。その他にも町長の答弁でありましたように、これまでの仲介サイトじゃないような取り組みですね。仲介サイトなんですけども、返礼品の内容が現地で決済をできるとか、そういう新たな事業のやり方っていうのも取り入れられてきてますので、

そのあたりにつきましても研究を深めながら、町で取り入れられるものにつきましても積極的に検討していきたいと考えております。

○議長（安藤克彦議員）

安部議員。

○10番（安部都議員）

そうですね、さまざまな取り組みをですね、見せ方そして返礼品の拡大というところで、やはり本町に特化したこれだけは、これはすごいってような見せ方があるかと思います。その先進地を見てるとやっぱり返礼品で一番は米なんですね、米が一番皆さん多く選んでるんですよね。本町にとってもやっぱり農業を第1産業として行ってますので、例えば移住者に米をですね。長与品、長与きらら米とか、やっぱお米がすごいおいしい今非常に高くなってますからね。500円、700円以上高くなってるので、やっぱそのところを本町の一つの特産品として、移住者に農業を経営していただくってような取り組みは、どのようにお考えになりますでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

産業振興課長。

○産業振興課長（永石大祐君）

その移住の話もありましたけれども、農業で移住をしていただけるということであれば非常にありがたいお話だと考えております。ただ本町の米農家とかですね。そういうところにつきましては、なかなか規模が大きい農家がいらっしやらなかったりとかいうので、移住してまで本町で米をっていうのは、なかなか難しい面もあるのかなと思います。あと米を返礼品に出していただける農家いらっしやればですね。それにつきましてはこちらとしても他の返礼品の事業者同様取り扱いをさせていただきたいと思っておりますが、小規模な生産をされている農家につきましては直売所を出していただいて地産地消への取り組み等もさせていただいてますので、そのあたりバランスをとりながら事業を進めてまいりたいと考えております。

○議長（安藤克彦議員）

安部議員。

○10番（安部都議員）

そうですね、それこのバランスを図りながらさまざまな取り組みで一緒に取り組んでいくということも考えられますので、そのあたりはよろしく願いいたします。それからやはりこのふるさと納税に関しましては、総務省からもやっぱり手数料、非常に高いというふうに10%超で高いというふうな明言をしております。そして今ふるさと納税のその仲介料も、やはり今度だんだん下げていこうというところで、目標額を定めている発表されたところでございますけど、やはり1番経費というのが高いなというふうに思いますけれども、そのあたりの問題点というのは何かありますでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

産業振興課長。

○産業振興課長（永石大祐君）

総務省の方で仲介サイトの方に要請がなされているところではございますが、その他の事業者につきましても決済であったりとか一定手数料につきましては、ある程度の決まった額っていうのがございます。それを積み上げていきますと、なかなか今の50%以内の事務費の率ですね、そこを達成するのも厳しい状況の中、進んでおります。仲介サイトの手数料が例えば今下げることができたということに関しましても、全国的に同様の扱いになりますので、例えば本町だけがそれで伸びるとか、そういうことにはならないのかなとは考えております。今後の動向で下げたことによってどういう取り組みができるかというのは、今後考えていきたいと思っております。

○議長（安藤克彦議員）

安部議員。

○10番（安部都議員）

そうですね。ちょっともう全てをちょっと質問することができなかつたんですけれども、今後、本町のふるさと納税の寄付の拡大によって、本町の基金やそしてあと自主財源の増大にもつながっております。子育て支援や交流人口の拡大などもありますので、よろしくお願いいたします。

○議長（安藤克彦議員）

これで安部都議員の一般質問を終わります。

場内の時計で13時10分まで休憩いたします。

（休憩 11時46分～13時10分）

○議長（安藤克彦議員）

休憩前に引き続き会議を再開し、一般質問を行います。

通告順8、堤理志議員の①イラン情勢による本町の行政と住民および事業者への影響について、②バス停等へのベンチ設置について、③公共施設の役割についての質問を同時に許します。

13番、堤理志議員。

○13番（堤理志議員）

皆さんこんにちは。1番目、イラン情勢による本町の行政と住民および事業者への影響について質問をいたします。アメリカ・イスラエルとイランの間で軍事的衝突が生じ、ホルムズ海峡を經由した原油・ナフサ類の輸送に支障が出ていると報道されています。実際本町においても、あるガソリンスタンドで軽油を給油する際に1回当たり30リットルまでの制限が以前かけられておりました。その他の油種やナフサ類の供給・流通が要因と思われる価格面・供給面での影響が、事業者の営業と住民の生活へ及ぼすしつつあるというふうに実感をしております。（1）本町の主たる事務は、地方自治法の定めるとおり、住民の福祉（幸福）の増進であります。行政運営への影響は生じているでし

ようか。生じているとすれば、具体的にどのような影響があるでしょうか。(2) また、本町内の商工業者・自営業者への影響の実態調査、実態把握はしているでしょうか。(3) 本町単独では解決できない問題ではありますが、実態を把握することは県や国との情報共有連携として必要であり、要請等につながると考えますが、町は実態把握や国等への要請についてどのように考えているでしょうか。

2 番目、バス停等へのベンチ設置について。以前住民からの要望を受け、バス停上屋、ベンチの設置について一般質問で議論をしましたところ、少なくない反響がありました。前回とは別の住民からも座れるベンチの設置について切実なご要望があり、住民ニーズは低くないと認識をいたしております。一方、行政当局におきましては、安全面や管理面での課題から、現状ではベンチの設置が難しいと認識しているということも承知をしております。先日、地元新聞社の公式ウェブサイトにも、時津町が主体となってウォーキングコースやバス停等に石のベンチを設置したとの記事が掲載されていまして。この件で時津町役場の担当課へ直接確認をしましたところ、時津町が主体となって設置したとのことでありました。私もこのバス停に設置している石のベンチを確認しましたが、台風でも動かないだけの重量があり、設置場所の条件さえ満たせば、本町でも導入できるのではないかと考えた次第です。事業化できた際の発注に際してですが、石材は石油製品価格の高騰による影響を受けないため、本町の建設業、石材業、造園業など、地元事業者の受注機会の確保としても効果が期待できると考えます。そして、住民福祉の増進と町内事業者の受注機会の創出を目的として、石を活用したベンチを計画的に設置することを検討できないかを質問をいたします。

3 番目、公共施設の役割について。近年、全国的に公共施設の老朽化対策が課題となり、公共施設の役割と公共とは何かが改めて注目されていると思います。そこで一般論として、本町が所有する公共施設についての考え方をお伺いします。(1) 地方自治体が設置する公の施設の法的根拠は、そして目的は何でしょうか。(2) 公共施設における娯楽や相互の親睦・交流は、社会教育の要件に合致するのでしょうか。(3) 以前の委員会審査において、文化ホールは満席となっても採算が取れないとの趣旨の答弁があったと記憶しております。建設当初から入場料収入では採算が見込めないことが分かりながら建設した目的・理由は何だったのでしょうか。(4) 公の施設が民間企業や民間事業者では代替できない役割があるとすれば、それはどのようなことでしょうか。(5) 町の公共施設である JR 長与駅は、民間事業者のカフェスタッフの方が駅業務の一部を担っていただき、高い評価を頂いていると承知をしております。先日コミュニティホールで休憩しようとした方から、「カフェで何か注文しないとホールを利用できないと誤解されるレイアウトになっているのではないか」とのお話を頂きました。私からは「休憩のみの使用はできるはずです」という回答をしておきましたが、町はこのような誤解を生じる可能性があるレイアウトと認識していらっしゃるのでしょうか。もし誤解を生じることがあれば、事業者がホールを占有しているとの誤解が広がります。これは事業者にとっても

不本意であるのではないかと考えます。なお、展示等がある際は必要なスペースを空けているということは承知をした上での質問でございます。こうしたことから、駅利用者として事業者がお互いに良好な関係であり続けるための方策の是非について見解を伺います。以上、よろしくお願いいたします。

○議長（安藤克彦議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

それでは本定例会最後の質問者であります堤議員のご質問にお答えをいたします。なお、3番目2点目、3点目のご質問につきましては、所管をしております教育委員会から回答をさせていただきます。私からは1番目、2番目、3番目1点目、4点目、5点目のご質問にお答えをいたします。まず大きな1番目、イラン情勢による本町の行政と住民および事業者への影響についてということで、1点目、イラン情勢の行政運営への影響ということでございます。中東情勢の悪化を伴う石油関連製品の供給不足が、町の複数の業務に影響を及ぼしているところでございます。長与町指定ごみ袋の製作につきましては、ごみ袋に印字するインク原料が入手困難な状況にございまして、現行の仕様のままでは印刷品の供給保証ができない、あるいは著しく高額になることが見込まれておるところでございます。このような状況を踏まえ、本町指定ごみ袋につきましては、一時的に仕様の変更を行うこととしておるところでございます。具体的には印字は省略し、オレンジ単色のごみ袋を製作する予定としておるところであります。また複合施設建設工事におきまして、照明器具、塗料、塩化ビニル管等の一部におきまして影響が出ておりまして、代替品の検討を行っておるところでございます。小規模修繕工事におきましては、シンナー類など塗料の価格が大幅に上昇をしております、入荷の約束ができないなど金額や工期の設定にも苦慮をしております。事業者への聞き取りによりますと、資材価格の変動が極めて流動的であることからしまして、見積書の有効期限につきましては、従来の3カ月程度から1カ月以内に短縮する意向を示しておりました。さらに施設管理におきましては、ワックス価格の高騰によりまして、施設のワックス清掃の規模を一部縮小して実施することとしております。入札関係につきましては、4月から5月にかけて、設計や工事など22件の指名競争入札を実施をしておりますが、今のところ資材高騰による入札不調等は発生しておりません。予定どおりの公共工事の執行が可能ということでおるところであります。国からは中東情勢を踏まえて、令和8年3月31日付で、中東情勢の変化等による原材料費、エネルギーコスト等の取引価格を反映した適正な請負代金の設定や適正な工期の確保につきましての通知を自治体宛てに発出しておるところでございます。これによりますと、最新の物価資料を用いた積算や適正な工期の設定、契約後の資材高騰を踏まえた契約変更への対応など、受注者側の不安解消に努めることを要請されております。今後も最新の中東情勢を注視し情報収集を行うとともに、受注者からの相談に誠実に対応し、適切な入札の執行に努めてまいりた

いと考えております。2点目でございます。商工業者、自営業者への影響の実態把握はしているかというお尋ねでございます。世界的にイラン情勢の緊迫化およびホルムズ海峡の封鎖によりまして、エネルギー資源の調達に重大な支障が生じておるところでございます。ガソリンや各種石油製品の価格の高止まり、有機溶剤や石油由来の化学製品の品薄・供給遅延の発生による物流・サプライチェーンの混乱につきましては、報道を通じて承知をしておるところでございます。本町におきましても、商工業者・自営業者の皆さまへ同様の影響がないか懸念をしておるところでございます。町内における影響の実態につきましては、西そのぎ商工会等関係機関とも連携しながら把握に努めてまいりたいと考えております。3点目、実態把握や国等への要請についてのご質問です。議員ご指摘のとおり今回の件は国際情勢が絡んでおり、本町単独では解決できる問題ではございません。日本全体としてさまざまな影響がささやかれる中、現段階におきまして、国は石油備蓄の適切な運用や原油調達先の多様化などにより、経済・エネルギーの安定維持に努めているところでございます。しかしながらこのような状況が長期化すれば、事業者の営業や住民生活への影響がさまざまな形で顕在化することが懸念されております。従いまして、地域の実情を把握し国県等課題共有をしていくことが、今後ますます重要になってくるものと考えております。町といたしましては、それぞれの所管ごとに関係団体や事業者と連携を図りながら、地域における実態把握に努めてまいりますとともに、例年実施しております国県への要望活動なども活用しながら、必要に応じまして本町の課題や要望を適切に提起してまいりたいと、そのように考えておるところでございます。

大きな2番目でございます。バス停等へのベンチの設置についてということでございます。バス停等へのベンチ設置につきましては、本町でも設置のお問い合わせをお受けすることがございます。バス利用者や歩行者にとりまして、利便性を高める設備であることはご指摘のとおりでございます。が一方で、歩道は高齢者をはじめ、ベビーカーや車椅子利用者、自転車等多くの方が日常的に利用している場所でもございます。国の基準におきましては、歩道にベンチを設置する場合、設置後の歩道の幅員を原則として2メートル以上確保するなどの制約がございます。公共交通の利用促進という面からは、バス利用者の利便性向上の取り組みは重要だと認識しておりますが、多くのバス停にベンチを設置することは、歩道の幅員の確保が困難な場所も多く、難しいという実情も一方ではあるわけでございます。今回議員よりご指摘を頂きました時津町の石のベンチの設置につきましては、歩くまちづくり事業におけるウォーキングコースの整備として、時津町が所有する石材を活用したものでございます。本町への導入の可能性につきましては、関係所管課との協議も行いながら研究をしてまいります。今後も、バス利用者の利便性向上に向けた環境整備につきましては、引き続き検討を行ってまいりたいと考えております。

大きな3番目、公共施設の役割についての問い合わせでございまして、1点目が公の

施設の法的根拠と目的についてでございます。公の施設につきましては、地方自治法第244条第1項を法的根拠とし、住民の福祉を増進する目的をもって住民の利用に供するために、普通地方公共団体が設ける施設でございます。本町におきまして、公共施設は単なる建物や設備ではなく、教育、福祉、子育て、健康づくり、地域交流、防災などなど、町民の暮らしを支え、行政サービスを提供するための重要な社会基盤であると位置付けております。4点目でございます。民間企業や民間事業者では代替できない役割についてのご質問でございます。公の施設は地方自治法に基づき、住民福祉の増進を目的に設置されるものでございます。全ての住民に対し、公平・公正に必要なサービスや活動の場を提供するための社会基盤であると認識をしておるところでございます。公共施設の役割といたしましては、誰もが公平・公正に利用できる機会を確保する役割、地域活動や交流、健康づくりを支える地域コミュニティの拠点としての役割などがございます。また、災害時には避難、情報提供、支援活動などの拠点となる役割を持つ施設もございまして、こうした機能は町民の生命や生活を守る上で極めて重要でございます。民間企業や民間事業者におきましても、専門性や効率性、柔軟な運営など、さまざまな役割が考えられますが、公平性、地域性、防災性などは、民間企業等では代替できない役割でありまして、住民の福祉を増進する目的を持って、住民の利用に供するために設置される公共施設の役割であると考えております。5点目でございます。長与駅コミュニティホールの休憩利用についてのお尋ねです。長与駅コミュニティホールのカフェスペースにつきましては、令和5年7月31日付で、町と社会福祉法人とで行政財産の使用許可に関する覚書を締結をいたしまして、カフェ設置に関する仕様書で詳細な取り決めを行っておるところでございます。その中で、カフェ厨房以外の休憩スペースにつきまして、カフェを利用しない駅利用者も自由に机、椅子を利用できることとしており、その旨をコミュニティホール入口に分かりやすく表示することを定めております。その後、同年9月1日に、町・JR九州・社会福祉法人の3者で、JR長与駅を起点とした地域のにぎわい創出に係る協定を締結をいたしまして、カフェの事業を開始をしておるところでございます。実際、カフェの入口には、カフェの利用がなくてもどなたでも駅の待合室としてご自由にご利用いただけることを記載したポスターを提示しておりますが、現状の誤解を招いている状況を考えますと、掲示方法や掲示内容につきまして、立て看板を設置するなど、より利用者に伝わりやすい工夫が必要なんだなと思っております。また、カフェを営業している社会福祉法人におきましては、コミュニティホールへ入ることをちゅうちょしている駅利用者には、カフェの注文がなくてもご利用いただけることをお声かけをしておるところでございます。今後とも、長与駅のにぎわい創出を行いながら、誰もが利用しやすい長与駅を目指し、利用者への周知に努めてまいりたいと考えております。私の方からは以上でございます。

○議長（安藤克彦議員）

金崎教育長。

○教育長（金崎良一君）

3 番目 2 点目の公共施設における娯楽等は、社会教育の要件に合致するののかについてのご質問にお答えいたします。社会教育法第 2 条におきまして、社会教育とは「学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動（体育及びレクリエーションの活動を含む）」と定義されております。公共施設における娯楽や相互の親睦・交流は、それが孤立を解消し、住民同士の連帯を強め、地域社会の一員として、心身の充実を図ることを目的とすれば、社会教育法が定めるレクリエーション活動の重要な形態の一つであると考えます。公共施設という場におきまして、住民同士が親睦を深め、対話を通じて交流することで、地域課題の共有や住民自治の基盤となるコミュニティの醸成が促進されるものと考えております。また豊かな人間関係や地域への愛着にもつながり、町民の学習意欲を喚起し、教養を高め、社会参加を促すという社会教育の目的を達成する上で有効かつ重要な手段であると考えております。3 点目、文化ホールの建設目的・理由についてのご質問にお答えいたします。町民文化ホールにつきましては、条例に規定するとおり、町民の教育、芸術および文化活動の振興を図るために設置した施設でございます。町民皆さまが身近な環境で質の高い文化芸術に触れ、豊かな感性を育む場を恒常的に提供することは、文化的な生活基盤を支える上で不可欠な公共サービスであると認識しております。また、町民皆さまが自ら活動する拠点としても、町民一人一人の自己実現や心の豊かさを育む礎になるものと考えております。さらに、各種発表会や文化行事を通じて、地域コミュニティが活性化し、住民同士の交流が促進されることで、活力ある豊かなまちづくりが推進されるという社会的意義も極めて重要でございます。以上のことから、本ホールは収益を目的とした施設ではなく、町民の福祉向上のための基盤施設として建設されたものであると認識をしております。以上でございます。

○議長（安藤克彦議員）

堤議員。

○13 番（堤理志議員）

それでは早速イラン情勢による本町の行政また住民の、また経済的な影響についての再質問をさせていただきます。先ほどのご答弁でも、いろいろ聞き取りもされてるということでありましたけれども、商工会等との聞き取りですね、実態としてはどのような状況だったのか、もう少し具体的なものがあれば教えていただきたいと思います。

○議長（安藤克彦議員）

永石産業振興課長。

○産業振興課長（永石大祐君）

商工会ですね、この件で聞き取りは一度行っております。その時には商工会の方にも 2 件ほどのご相談があつてますということで、相談の件数につきましては今共有をしているところです。詳細な個別の内容については共有はしておりません。

○議長（安藤克彦議員）

堤議員。

○13番（堤理志議員）

2件しかないということですが、恐らく2件しかないから、そう影響がないというふうに捉えるのはちょっと早計、そういうふうに思っていないと思いますが、そうはやっぱちょっと違うのかなと思っておりまして。恐らく同業者間での情報交換とかです、そういった形でさまざまなどう対応しようか、例えばシンナーの融通をお互いできないかだろうかと、そういったものは役場とか商工会を介さずに、いろんな困り事等の状況があるんじゃないかと思いますので。ここは一つ提案なんです、商工会と連携して、このナフサ関連、石油関連です、このイラン情勢に関する問題で今どのようなことでお困りですかというような実態把握というのが、商工会と話し合うことができないかどうか。そうすることによって町も実態把握ができますし、また県や国等に長与の地元事業者の状況というのが分かる、これはひいては国の対策等にも反映できるんじゃないかと思うので、そのあたり検討できないものかいかがでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

産業振興課長。

○産業振興課長（永石大祐君）

先ほどの相談件数は2件ということですが、当然多くの事業者への影響はあっているものとは思っております。で、商工会とも今後国の方での補助の制度とか確立されたりとかです、そういった中でどういった方の形で支援ができるか等も検討していく必要がございますので、連携して影響については把握に努めてまいりたいと考えております。

○議長（安藤克彦議員）

堤議員。

○13番（堤理志議員）

ぜひいろんな形で商工業の自営業者の実態を把握して、より有効なかゆい所に手が届くような対策が、県国に届くような状況をつくっていただきたいというふうに思いますのでお願いして次の質問に移ります。小規模事業者等への経営支援についてなんですが、現在原料の不足、それから価格高騰等の影響を受けている自営業者、小規模事業者等々いらっしゃると思うんですが、今国の方において3兆円規模の補正予算を組んでうんぬんというふうな話が出されて、今後そういった国の方からの助成等が出てくるんだろうと思うんですが。1点気になるのが、自営業、中小業者というのは毎月毎月の売上げっていうのは、まさにもう命が懸かったといえますか、企業の存続が懸かったこのやり取りで、お金の回転です、というのが非常に切羽詰まった状況も考えられますので、このキャッシュフローがぜひ、血液と一緒にだと思えますよね、これが滞らないようにするために、国の対策が決定してからではちょっと遅いんじゃないかという気がしますの

で、これは一つ検討していただきたいのが、取りあえず町として基金を例えば活用して一時的な融資等を検討して、後日恐らく国の方からそういった景気対策っていうか、この物価高騰とか原油対策の補助が出ますので、それを後で充当するというようなこともちょっと含めて、そういった事業者の金融支援というのが検討できないものか、このあたりはいかがでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

産業振興課長。

○産業振興課長（永石大祐君）

まずその事業者への金融支援についてもですね、ちょっと国の方とか県の方での支援策がないとか調べさせていただいているところです。国の方では今セーフティネットの方で中東・ウクライナ情勢・原油価格上昇等に関する特別相談窓口を設置されたりとか、セーフティネットの対象事業者を新たに選定されたりとされております。あと、長崎県の方でも今緊急資金繰り支援資金保証ということで、新たに事業をされて、運転資金等の貸し付けについて支援をされておりますので、そういったところを町の方からも積極的に周知を図って行って、今の活用できるように、事業者へお伝えしていきたいと考えております。

○議長（安藤克彦議員）

堤議員。

○13番（堤理志議員）

分かりました。1番目のこのイラン情勢についての対応ですね、町としてのできる限りの対応をお願いしていただけるということで理解しましたので、ぜひその方向で努力をお願いしたいと思います。

次に2番目のバス停等へのベンチの設置についてというところに移らせていただきます。この件につきましては、時津町で実際に設置されている状況がありまして、ちょっと写真を私も撮ってまいりました。書いてあるとおり、これは左底バス停の所に設置してありました。これがこういう形で道路の、例えば自転車とかベビーカーの走行に支障がないような、その辺に配慮した設置をされております。恐らく高さ40センチ、奥行きも幅も恐らく40センチ四方かぐらいだったかなと思いますけれども、5月6日の、名前言っていいですよ、長崎新聞社の公式ウェブサイトに掲示されてた記事によりますと、高さが40センチで重さが80キロ、これを17カ所設置している。これが1カ所として、1カ所に2基設置していますので、実際は17基じゃなくてもっと数は多いんじゃないかと思うんですが、そういった記事の状況でありました。それで、一つはこの質問をした後に町として現地を確認をされたかどうか。このあたりはどなたか担当の方、見られたでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

石川政策企画課長。

○政策企画課長（石川俊介君）

現地を確認したかというご指摘でございますが、質問を受けまして、現地を確認させていただきました。議員がおっしゃったとおり高さ40センチとかなりコンパクトな設計になってるなというところで感じたところでございます。

○議長（安藤克彦議員）

堤議員。

○13番（堤理志議員）

早速、現地を確認をしていただということであります。それで、今非常に酷暑が続く中で、高齢者の皆さんが例えばバスを待つ十数分か20分かという中で、座る場所がないという中で熱中症のリスクも高まるんじゃないかということ言えば、先ほど利便性を高める、利便性の面からということでありますが、利便性もちろんなんですが、それに加えて住民の健康を守るための行政施策の一つなんだという、そういう位置付けができないのかなという点をお伺いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

政策企画課長。

○政策企画課長（石川俊介君）

ベンチの設置につきまして、堤議員が先ほどおっしゃられましたように、高齢の方が10分、20分と立ったままで待つ、猛暑の中で熱中症のリスクもあるのかなというところで感じております。バス停のベンチの設置につきましては、公共交通の利用促進において、バス利用者の利便性向上の取り組みは重要であるという認識をしておりますので、今回前向きに検討をさせていただく予定でございます。一方で、歩道は高齢者をはじめとしまして、ベビーカーとか車椅子の利用者が多くの方が日常的に利用をされる場所でございますので、設置後の歩道の幅員を原則として2メートル以上確保するという制約がございます。検討の際には、利用者のお声などをお聞きしながら、設置場所の条件、バス停の利用者数等を勘案しまして、関係所管課等と協議を行ってまいりたいと思っております。

○議長（安藤克彦議員）

堤議員。

○13番（堤理志議員）

前向きに検討していきたいということですので、ぜひ前向きに検討をお願いしたいと思います。現在、各バス停等に設置してあるベンチが比較的もう老朽化した木製だったり、プラスチックだったりあるんですが、やはり長期にわたって日光にさらされた中で腐食したり、プラスチックもちょっと硬化して所々割れたりということで危険性があるなと思います。これは行政が関与してる問題ではないんですけれども、そういった点での一部不安もあるわけですが、この石になった場合には、メリットとしては非常に耐用年数が長い、そして私も現地に行ってちょっと押してみたんですが、これ固定してるの

かなと思えるぐらいもう動かないんですよ。40センチの重心の低さで80キロって言うけど、私はもっとあるんじゃないかと、これ以上押したら腰がやられるなと思って止めるぐらいだったので、かなり台風等の時の安全性という点でも有利な、維持管理の担当の方の仕事の負担としても、また住民が使用するに当たっての安全面でも有利なことじゃないかと思いますが、そのあたりはちょっと重ね重ねになりますが、そういったご認識はありますでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

政策企画課長。

○政策企画課長（石川俊介君）

おっしゃられるとおり石につきましては、かなりの重量がございますので、そういう面では動きにくい、台風で飛ばされにくいという利点もあろうかと思います。また管理の面においても、そんなに経年劣化することもないのかなというふうに考えております。石の活用につきましてもそこも含めたところで、今後バス停のベンチの設置につきましては、素材等も含め、設置場所の条件、維持管理のしやすさなどを含めた検討をしてまいります。

○議長（安藤克彦議員）

堤議員。

○13番（堤理志議員）

私バス停等のベンチ設置について、バス停「等」という言葉を使わせてもらったんですが、バス停ともう一つ時津町としてはウォーキングコースに置いているということでございました。それで、今長与町も健康づくりでウォーキングというのを非常に力を入れて、健康づくりのためのウォーキングですね、ですから担当の政策企画課のみならず、健康保険課との健康づくりのための施策等タイアップして、連携して、バス停以外の例えばウォーキングコースのこの辺りに休憩所があったらどうかなというところで、もちろん要件が道幅であるとかさまざま要件がクリアできる所については、それも併せて設置が検討できないか、連携ができないかという点はいかがでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

細田健康保険部長。

○健康保険部長（細田愛二君）

本町でも健康づくりを推進をしております、本町の中でウォーキングコースですね、6ゾーンほど設定をさせております。その中に休憩ができるような石のベンチというご提案でございますけれども、ここにつきましても設置をできる場所があるかどうかというところの確認からなんですが、先ほど答弁もございましたが素材であったりそういったものを含めましてですね、あと利用状況がどのくらいになるかとか、そういったところはちょっと再度またコースの方を確認させていただいて、その上で検討させていただきたいと思います。

○議長（安藤克彦議員）

堤議員。

○13番（堤理志議員）

検討していただくということで理解をいたしました。それから本町で検討するに当たりまして、私ぜひ町長がおっしゃってる遊び心をそういう視点も取り入れたらどうかなと思って。時津町の石を見ますと、もう四角、立方体ですよね。で、それはそれでいいんですが、もうそのままですとちょっと角が、90度なりますので、面を取るなり丸みを付けるなりするとか、あるいは元々の天然石の形を生かして、丸みのあるような、元々の天然石で、天板だけ削って座りやすいような形状にするとかですね。時津のものをそのまま模倣するんじゃなくて、やっぱり長与らしさというのをそこに遊び心を生かすという、そういう点は町長そういったのは担当課の方にどうかというのは、思いはいかがでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

町長。

○町長（吉田慎一君）

本当にそういったご提案いただいてありがとうございます。私も常々ですね、バス停については考えておりました。本町の方がどっちかというと起伏の激しい町ですのでね、だからバス停で待つ時は腰疲れるだろうなと思っておりますし、かといって何でもかんでもベンチというようなものを置くとはいきませんのでね、そのあたりは今せっかく言っていたきましたので、そういった遊び心あるような何かそういったものひと工夫したような形で、ちょっと休める所をこういったものに今所管課とも話をしながら、進めてまいりたいと考えております。

○議長（安藤克彦議員）

堤議員。

○13番（堤理志議員）

以上で2番目の部分の質問を終わりました、3番目の公共施設の役割の部分に移らせていただきます。公共施設の公の施設の設置の法的根拠については、先ほど自治法の244条ですかね、ということでご説明がありました。この中で、公共施設の目的が住民福祉の増進ということでありました。私何度も言うんですけども、住民福祉とか住民サービスというのが、ちょっと少し軽んじられて議論されているわけじゃないんですが、住民サービスっていうと何か町の本来業務があってそれに付け足してサービスがあるかのようなごときちょっと使われ方が、本町じゃないんですが、ありまして、例えば何か買った時これサービス付けとくねっていうような、そういうサービスじゃなくて、町本来のやっぱり業務が行政サービス、行政福祉、住民福祉の増進だというふうに理解をしています。もちろんそれを実行するに当たって限られた財源の中でいかにやっていくかという点で、取捨選択が迫られたりっていうのはもう永遠の、これは自治体の課

題だと。以前の同僚議員も、元役場の部長されとった人も、私たちはもう昔から若い時から高度経済成長の時からですら財政が厳しいもんねというのがあって、それがずっと永遠の課題なんだ、財政が楽な状況なんていうのはそもそもあり得ない、その中で一生懸命知恵を絞ったり、議会とやり取りしながら、いろんな策を考えてきたというふうな話を聞いて、なるほどなと理解をしたところなんです、そういう意味で私も決して採算性を度外視しろとか、そういうのを無視して何でもかんでもというつもりはないんですが、いわゆる民間企業で言うところの黒字、赤字であるとか、収支の均衡というところだけを捉まえてやるかやらないかという発想になっていくというところに、あまりにも行き過ぎますと、いかに住民の幸せを図っていくかという地方自治法で定められたところがちょっとこう背景に迫いやられるといいますかね、ちょっとそういう懸念があつては、町としてもそういう思いになってはいないと思うんですが、そのあたりが非常に危惧をされておまして、いかに住民の幸せに寄与してるのかっていうことも、町が行政評価をしていく上での指標にならなければいけないんじゃないかと思うんですが、このあたりの考え方についてご認識をお伺いしたいと思います。

○議長（安藤克彦議員）

政策企画課長。

○政策企画課長（石川俊介君）

地方自治法第244条第1項にいう住民の福祉を増進する目的につきましては、住民の生活の利便性、教育、福祉、子育て、健康づくり、地域交流、生活環境の向上など、住民全体の利益や生活の質の向上に資することを広く指すものと理解しております。住民の福祉の増進を図る指標につきましては、議員おっしゃられたようにいかに住民の生活に寄与しているかというような、住民の満足度をというのも重要な視点ではございますので、そちらも含めまして、採算性や効率性だけではなくて、公共施設におきましては施設の機能、社会情勢、利用状況、住民ニーズなどを踏まえた上で、総合的な判断が必要であるというふうに考えております。

○議長（安藤克彦議員）

堤議員。

○13番（堤理志議員）

そのあたりを念頭に置いてやっているということで理解をいたしました。次に公共施設における娯楽や相互親睦が、あるいは交流が社会教育と言えるのかっていう質問させていただきましたが、この中でレクリエーション等も含まれるというふうになっているし、それはもう適法といいますか、社会教育の目的の一つだということでの答弁であったというふうに理解をいたします。私もこれ上長与公民館のお風呂の時から、この社会教育とは何かというのを自分なりにいろいろと調べる中で、戦後、当時は民主主義っていうのがそう発達してなかったから、どうやって地域の中で民主主義を根付かせるかということで、当時の文部官僚の寺中作雄さんっていう方が、地域でどうやってや

っていかということである公の施設をあちこちに造って、その中で住民同士で意見を出し合ったり、語り合ったりする中で、民主主義を根付かせていくということで、それがもう社会教育法の基盤になったということを私も理解して、その中で明確に娯楽だって社会教育なんですよというのが書かれてありました。それで、ちょっとそのあたりを確認したかったということでの質問ですが、そういうことでありましたのでそれはもう理解をいたします。それから次に、文化ホールの問題なんですけれども、600人ですかね、文化ホールの定員というのが、なかなか採算性が取れないんじゃないかという中で、どうなんだというふうなそういう形のちょっと変則的な質問をさせていただいたんですけれども、これについては今ご説明がありました。非常に分かりやすい、納得できるご説明でありましたので、ちょっと再度確認の意味で質問させていただきたいんですが、1例として取り上げたこの文化ホールについて、この文化ホールを保有する理由、そして赤字か黒字かといった損得勘定だけでは測れない、例えば町民が地元にながら文化的な豊かさであるとか、心の育み、そういったものを体現できる、ある意味金銭的な問題もありつつ、それ以外の豊かなものを醸成するといいますか、そういう重要な役割があるというふうな認識だということでは理解してよろしいでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

峰生涯学習課長。

○生涯学習課長（峰修子君）

議員おっしゃいますとおり、文化的な豊かさですとか、心の豊かさ、そういうものを得ていただくために企画等を実施しておるところでございます。

○議長（安藤克彦議員）

堤議員。

○13番（堤理志議員）

そういう答弁が頂ければもう私ももう十分でございまして、理解いたしました。それからもう1点ですね、4点目の質問で、公の施設が民間企業や民間事業者で代替できない役割があるとすれば、どういうことなのかということの中で、公平性、公正性とか等々話があったんですが、公平性ということを二、三度ですね、ちょっと強調されたというふうに思うんですが、果たしてこの公平性をことさら強調するのはちょっと私も疑義がありまして、例えばバレーボールを楽しみにしている人たちもいれば、バドミントンを楽しみにしている人もいれば、文化的な郷土芸能を楽しみにしてる、いろんな楽しみを、それぞれの多様性があるわけですね。そうなりますと、この公平性といった時に、今度お互いがちょっと分断をあおるっていうのはちょっと言葉が過ぎるかもしれませんが、公平性というとそのあたりで、あの人たちだけが利用してるじゃないかとか、ちょっと住民同士のぎくしゃくした関係になる恐れがありますので、ちょっとそのあたりが引っかかるころなんです、そのあたりどのように解釈すればいいのかですね、いかがでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（峰修子君）

例えばまず文化面で申しますと、文化ホールにおけるイベントの内容につきましては、ジャンルに偏りがないようにいろいろな世代の方々が興味を持って足を運んでいただけるよう、文化ホール運営委員会や振興審議会等のご意見も聞きながら決定していきたいと考えておるところでございます。またスポーツにつきましても、体育施設等での借用等につきまして、これもきちんとルールを決めて借用させていただいておりますので、スポーツの種類での偏り等はないようになっているかと考えているところでございます。

○議長（安藤克彦議員）

堤議員。

○13番（堤理志議員）

偏りがないようにさまざまな満遍なくということで、住民ニーズに沿ったことで、念頭に置いてるということで理解をいたしました。それからですね、次にJ R長与駅コミュニティホールの空間の問題に移らせていただきたいと思うんですが、先ほどのご答弁の中で、自由に利用できるというふうな掲示はしていました、しかしちょっと内容を今度変更したいというご答弁だったというふうに思うんですが、ちょっと私の解釈では、現在表示していた表示の方法ではやや問題があったというふうな認識なのか、そのあたり率直にちょっとお聞かせいただきたいと思います。

○議長（安藤克彦議員）

山口契約管財課長。

○契約管財課長（山口亮君）

現在ですね、コミュニティホールの窓ガラスに、カフェの利用がなくても誰でも休憩ができるというふうなポスターを掲示をしているところがございますが、少し文字が小さくて、レイアウト的にも少し分かりづらい表記でございましたので、そのあたりはポスターだけではなく、例えば入り口に立て看板を設置するなど、誰でも気づくような表示内容に変更してまいりたいと考えております。

○議長（安藤克彦議員）

堤議員。

○13番（堤理志議員）

そのような改善をしていくということですので理解をいたしました。でですねやっぱり1点気になるのが、今回私が質問したことによって、あれっていうふうにお気づきになって改善につながったというふうに思うんですが、一般論として町がいろんな民間の業者等々の力を借りて、いろいろなことをやっていく中で、町がそういったお願いをしたり、例えば委託先等に対して、行政効果、あるいはその行政目的を達成しているかということの管理責任、監督責任というのがやはりあるというふうに思うんですが、その

あたりの管理責任、監督責任があるということで認識してよろしいものか、いかがでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

契約管財課長。

○契約管財課長（山口亮君）

コミュニティホールだけではなく、各公共施設にはそれぞれの設置に当たって崇高な設置目的っていうのがございます。町はその設置目的を達成できるようにですね、適正に維持管理をしていく責任があるかと考えております。町が施設の管理委託を行う場合は、仕様書に基づきまして適正に業務の遂行がなされているのか、月報や現地確認等により把握に努めまして、事業者ですとか町民の声を聞きながら、常に改善に努めていく必要があると考えております。今後とも、施設管理者といたしまして、公共施設の設置目的と行政効果が発揮されているのかを検証を常に行いまして、委託業務の質の向上ですとか、町民の福祉の増進に努めてまいりたいと考えております。

○議長（安藤克彦議員）

堤議員。

○13番（堤理志議員）

今、そういった事業を委託する場合にも、きちんと住民の福祉の増進につながっているかということも確認していくということで答弁がありましたので理解をいたします。ちょっとちなみに補足なんですけど、地方自治法の第2条14項の中で、地方公共団体はその事務を処理するに当たっては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を上げるようにしなければならないというふうにうたっております。言い換えるならば、民間委託を行うことによって、最少の経費で最大の効果を追求するということは一定認められてるものの、その前提として住民の福祉の増進というものが前提にあるんですよということが、この法の趣旨だというふうに理解していますが、そういう同様な理解をされているか、確認をさせていただきたいと思います。

○議長（安藤克彦議員）

契約管財課長。

○契約管財課長（山口亮君）

議員がおっしゃいますように、地方自治法に基づきまして、住民の福祉の増進というのが最大の目標でございますので、我々はもう最少の経費で最大の効果を発揮できるように、しっかりと監視、維持管理に努めてまいりたいと考えております。

○議長（安藤克彦議員）

堤議員。

○13番（堤理志議員）

最後にもうまとめますけれども、民間活力を生かす、活用する、それから利益を確保する、いわゆる市場原理、競争性というものを、それは私も否定するものではありません。

んし、今後もそれを活用するということはあるというふうに思いますけれども、その際に公共の精神でありますとか、公共の本来の役割というものが、そういった事例は今現在ありませんけれども、これがもしも民間の利益優先の中で侵食されていくというようなことにならないっていうことを、ぜひ今後そういった委託事業等を進める際にも、十分念頭に置いて進めていっていただきたいというふうに思います。これを質問すると、重ね重ねなりますので止めますが、これで私の質問を終わらせていただきます。

○議長（安藤克彦議員）

これで堤理志議員の一般質問を終わります。

以上で本日の日程は全て終了しました。明日も定刻より本会議を開きます。本日はこれで散会いたします。お疲れさまでした。

（散会 14時08分）